

第2期出水市地域福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

子どもから高齢者まで
健やかに暮らせる支え合いのまちづくり



令和6年3月
鹿児島県出水市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行などにより地域社会や家族の在り方も変化しており、市民の生活様式や価値観が多様化し、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化しています。

また、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」、育児と介護が同時期に発生する「ダブルケア問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー問題」など、複雑化・複合化した新たな地域課題が生じています。

このような地域における様々な課題を解決していくためには、行政、地域、関係機関・団体などが一体となって、共に力を合わせて課題の解決に取り組んで行くことが重要であり、国は、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

このような社会的変化や国の動向などを踏まえて、本市においては、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第2期出水市地域福祉計画を策定しました。

本計画では、「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として、第1期計画を継承しながら、各福祉分野において社会環境やニーズの変化を踏まえた支援体制の強化を図り、高齢者、障がい者、児童などの各福祉分野を超えた包括的な支援体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、助け合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました出水市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました全ての皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。



令和6年3月

出水市長 椎木 伸一

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域福祉とは	2
4	他計画との関連	3
5	計画の期間	3
6	計画の策定体制	3
7	SDGsとの関連	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	本市の現状	5
2	第1期計画における取組	10
3	アンケート調査結果	11
4	本市の課題	12

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	13
2	基本目標	13
3	計画の体系	14
4	地域福祉に関わる各主体の役割	15

第4章 施策推進の取組

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

1	地域福祉の意識醸成	16
2	地域福祉の担い手の育成・支援	17

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

1	日常的に交流できる機会や場づくり	18
2	健康づくり・生きがいつくりの推進	19
3	きめ細やかな情報提供	20
4	包括的な相談支援体制づくり	21
5	地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護支援	22
6	地域福祉ネットワークの強化	23

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

1	防災力の充実	24
2	生活安全対策の充実	25
3	暮らしやすい環境づくり	26

第5章 再犯防止推進計画

1	計画策定の背景と趣旨	27
2	計画の位置付け	27
3	計画の期間	28
4	再犯防止を取り巻く状況	28
5	アンケート調査結果	29
6	本市の重点課題	31

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1	成年後見制度とは	34
2	計画策定の背景と趣旨	36
3	計画の位置付け	37
4	計画の期間	37
5	成年後見制度を取り巻く状況	37
6	アンケート調査結果	39
7	具体的な取組	42

第7章 計画の推進

1	目標指標	46
2	計画の周知	46
3	計画の進行管理	46

資料編

出水市地域福祉計画策定委員会規則	47
出水市地域福祉計画策定委員会委員名簿	49
アンケート調査結果	50
用語解説	67

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少の進行、人々の生活様式や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中、地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う力が低下しており、地域活動を支える担い手不足が課題となっています。

また、ひきこもりや子育てに悩む家庭の孤立、一人暮らしの高齢者の増加による孤立死、子どもや高齢者、障がい者への虐待、育児と介護が同時期に発生する「ダブルケア問題」、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー問題」など、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの分野別の対応では解決が困難な複雑化・複合化した新たな地域課題が生じています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、産業、防犯・防災、環境、教育、交通、都市計画などの連携が不可欠となります。

本市では、自助、共助、公助の連携を基本としながら、地域共生社会の実現に向けて、今後ますます複雑化・多様化していく地域課題の解決に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、第2期出水市地域福祉計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、本計画に再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含して、一体的に策定しました。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認められるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民と行政、関係機関・団体などが互いに連携・協働して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

既存の行政や民間のサービスだけでは対応が困難なケースが増加傾向にあることから、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や関係機関・団体などと連携・協働して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりが重要となっています。

自 助（個人や家族による自助努力）

■自分自身による努力 ■生きがい・健康づくり ■市場サービスの利用 など

共 助（地域における相互扶助）

■隣近所や友人・知人による助け合い・支え合い ■地域における見守り活動 など

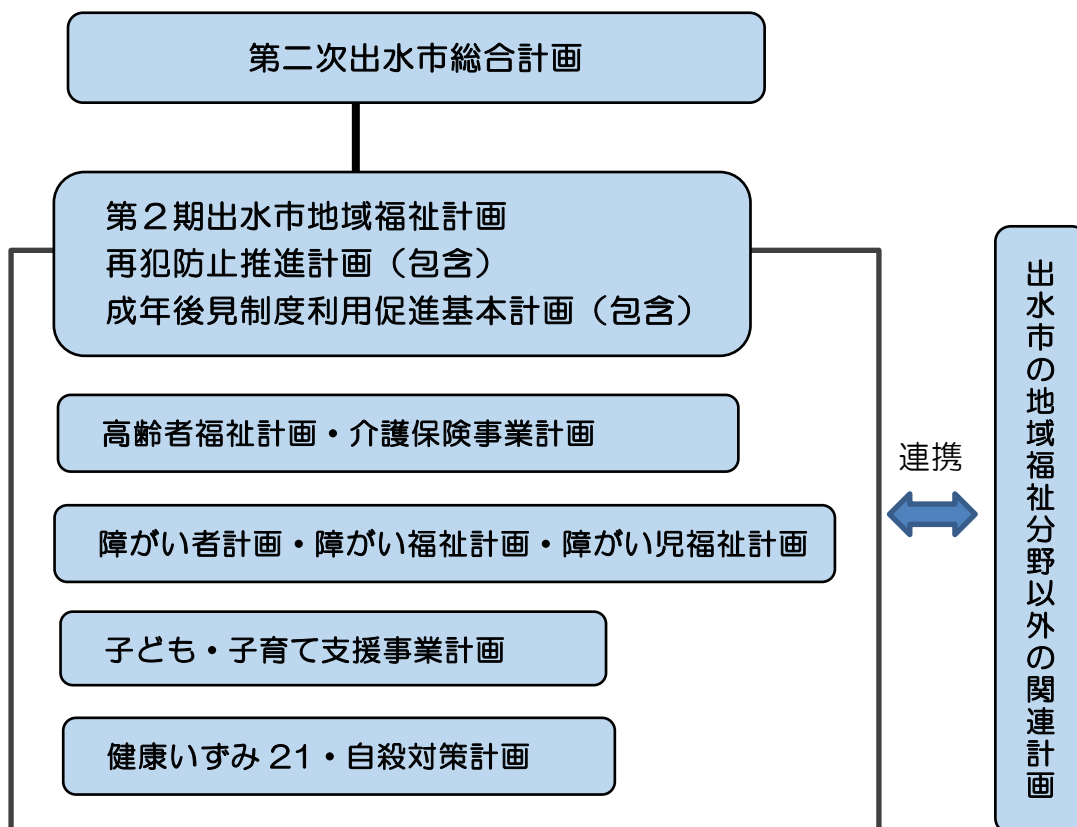
公 助（公的な制度としての保健・福祉・医療・その他の関連する施策の実施）

■行政による公的サービス（生活保護、健康保険制度、災害時の避難所開設）など

4 他計画との関連

本計画は、市政運営の基本指針を定めた「第二次出水市総合計画」を上位計画とし、本市の福祉分野における個別計画の上位計画として位置付け、地域福祉の推進において関連のあるその他の計画との連携を図ります。

なお、本計画は地域福祉推進の方向性などを示すこととし、福祉分野ごとの施策については、個別計画に基づき進めていくこととします。



5 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関係法令の改正、関連計画との調整などを考慮して、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

(1) 出水市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたって、市民、社会福祉団体、高齢者団体、障がい者団体、保健・医療機関、児童福祉の関係者、学識経験者などを委員とする出水市地域福祉計画策定委員会を設置し、計画内容などについて審議されました。

(2) 地域福祉計画策定作業部会の設置

市及び出水市社会福祉協議会の職員で構成する地域福祉計画策定作業部会を設置し、地域における課題の整理を行い、第二次出水市総合計画及び各個別計画との整合性を図り原案を作成しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に市民の皆さんの意見を反映するため、令和5年12月1日から令和6年1月5日までの期間中、パブリックコメントを実施しました。

7 SDGsとの関連

SDGs(持続可能な開発目標)は、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された2030年までの世界共通の目標で、2015年の国連サミットで採択されました。17の目標と169のターゲット(指標)で構成されており、すべての国、すべての地域の人々が誰一人取り残されることなく、尊重される社会を目指しています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現にもつながるものであり、本計画においてもSDGsの目標と関連付けて取組を推進します。

【本計画と特に関連のある目標】



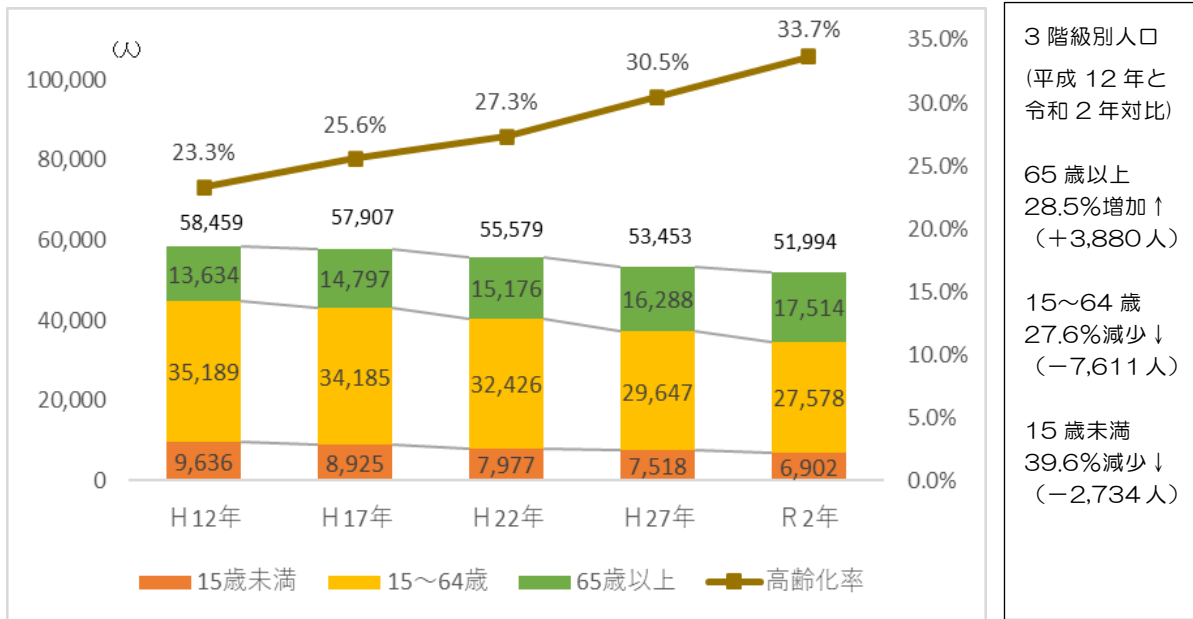
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる。
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 本市の現状

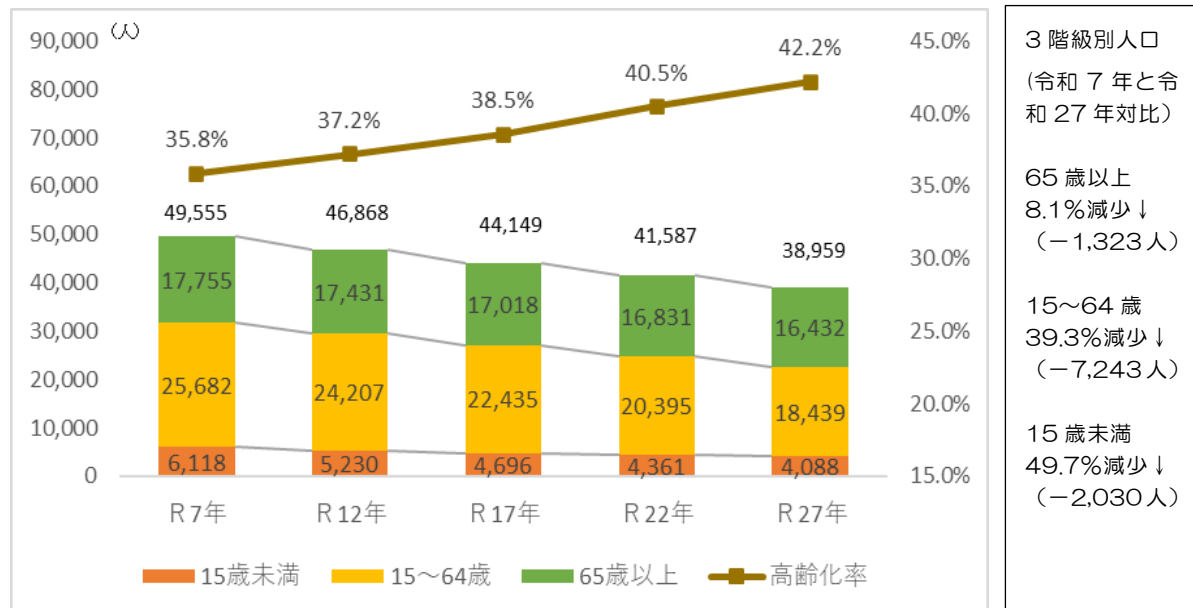
(1) 本市の人口の推移と推計

■平成12年から令和2年までの人口推移



資料：国勢調査

■令和7年から令和27年までの将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

■外国人人口

(各年度4月1日現在人口)

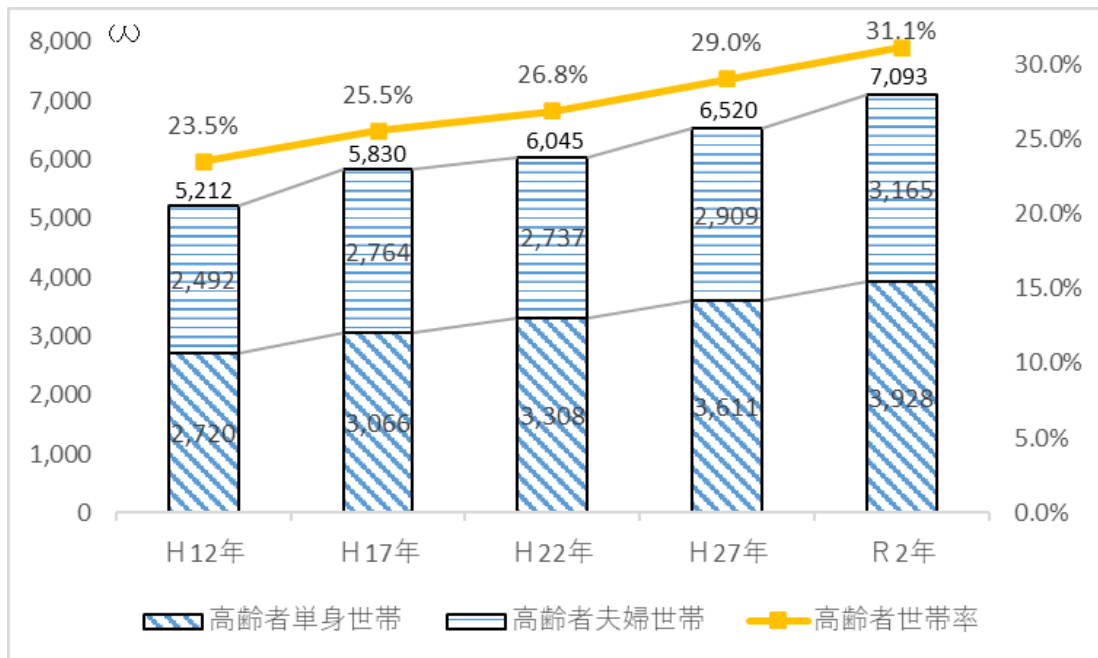
国名	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
ブラジル	27	42	57	51	53
中国	212	218	215	208	165
韓国	13	11	12	12	12
フィリピン	104	99	101	95	98
ベトナム	232	291	387	465	325
インドネシア	4	4	6	6	10
ミャンマー	0	0	0	0	20
その他	31	40	48	36	45
合計	623	705	826	873	728

※令和4年のその他に含まれる主な国

資料：出水市住民基本台帳

アメリカ、カンボジア、ネパール、ウズベキスタン、台湾、タイ、他13ヶ国

(2) 高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数

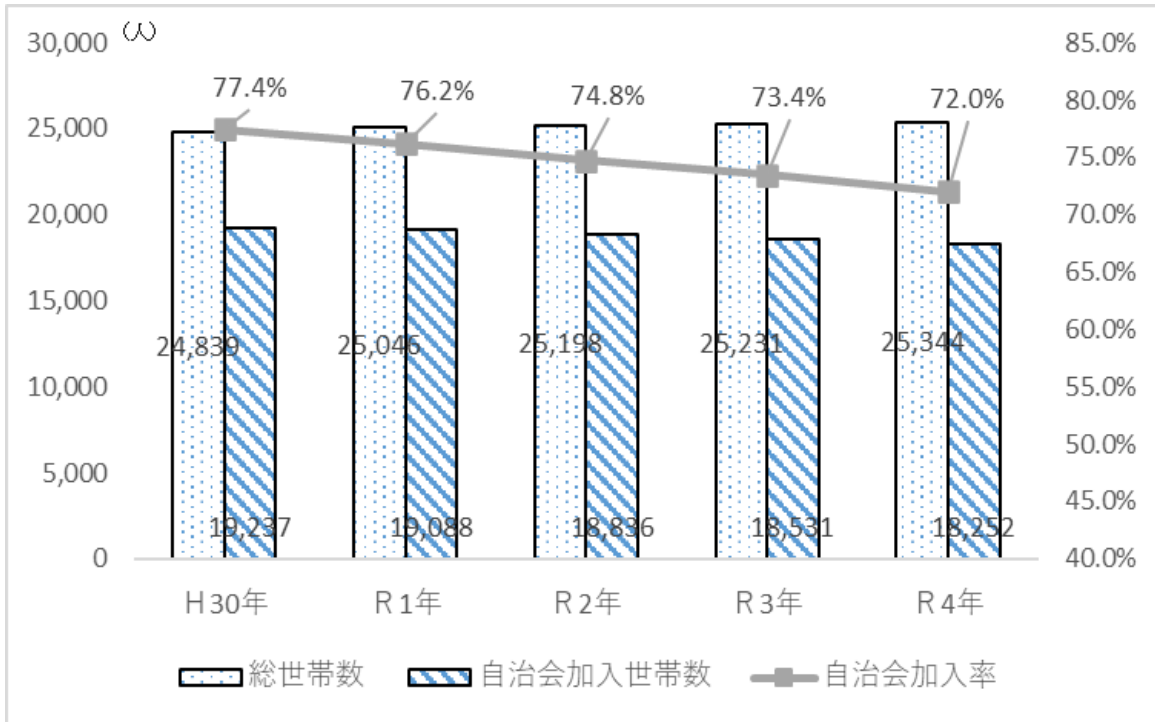


※高齢者(65歳以上)を対象に算出

資料：国勢調査

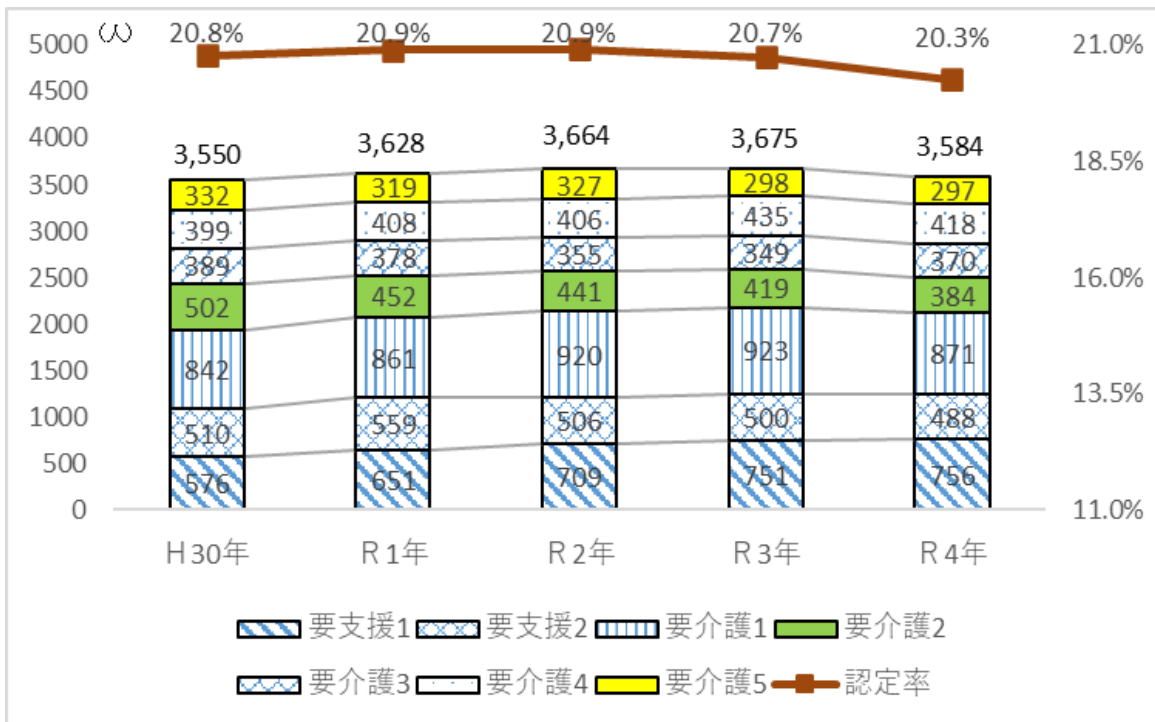
※高齢者世帯率：全世帯に対する65歳以上だけの高齢者世帯の割合

(3) 自治会加入率



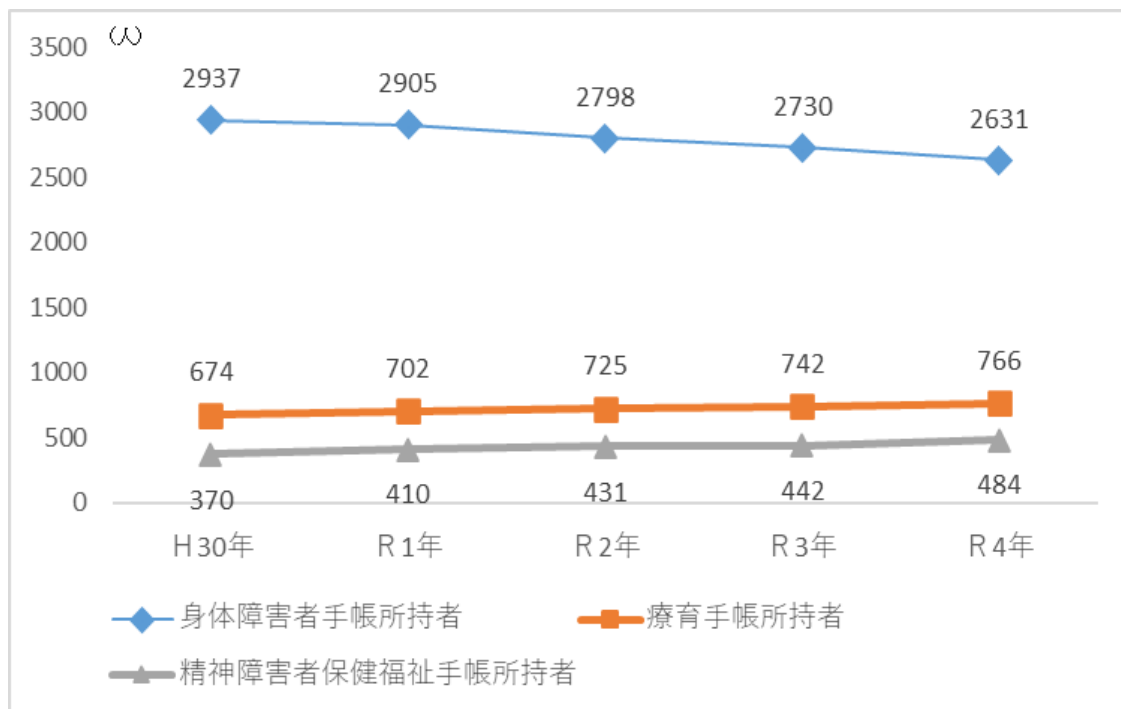
資料：出水市

(4) 要支援・要介護認定者数



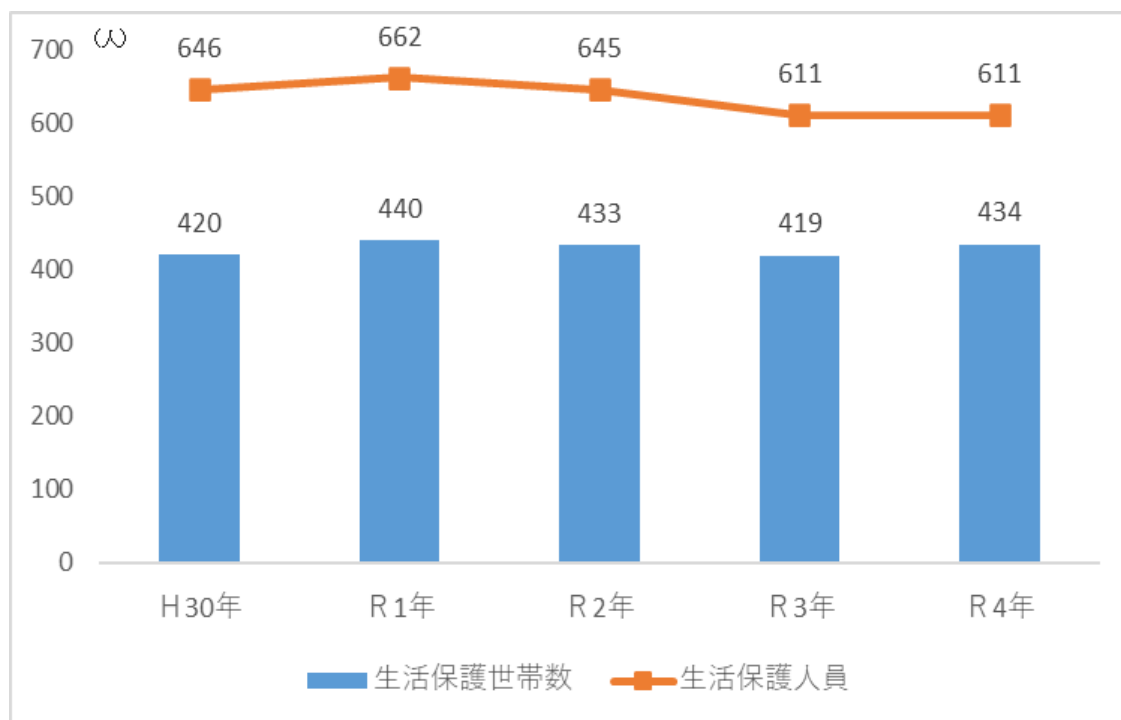
資料：出水市

(5) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数



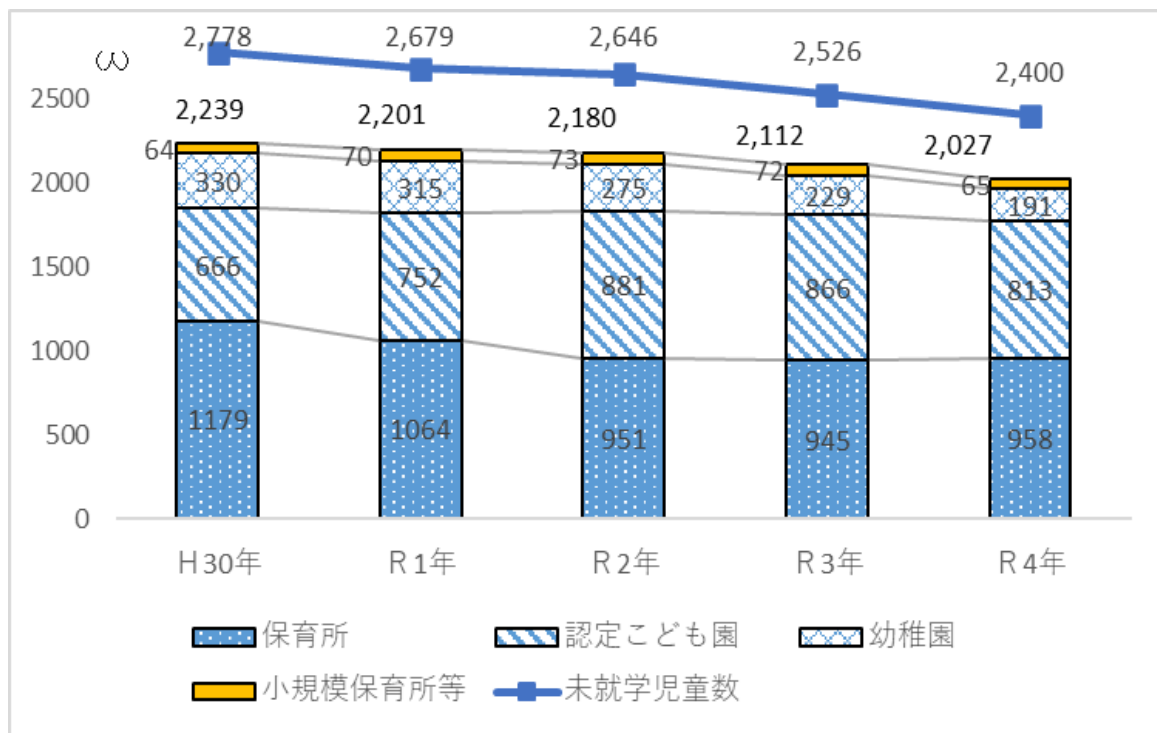
資料：出水市

(6) 生活保護世帯数



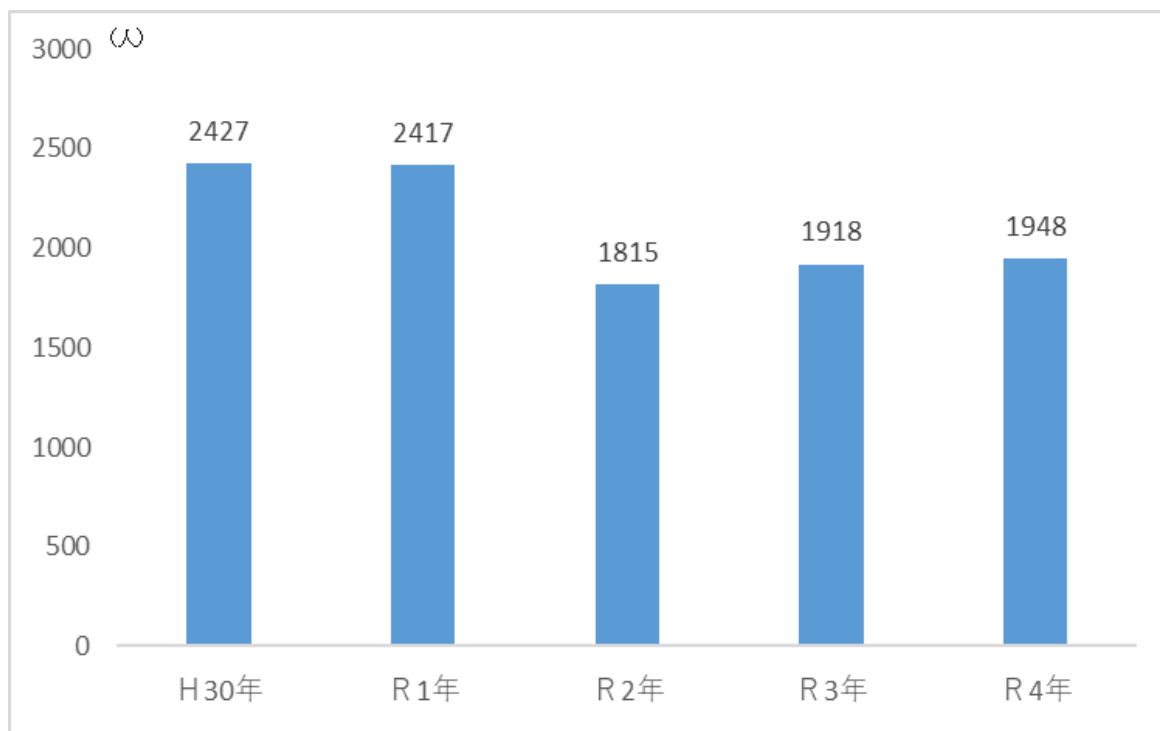
資料：出水市

(7) 未就学児の状況



資料：出水市・出水市教育委員会

(8) ボランティア登録者の状況



資料：出水市社会福祉協議会

2 第1期計画における取組

第1期出水市地域福祉計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）では、3つの基本目標を設定して、各種施策に取り組みました。

〔基本目標1〕 地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり

地域福祉の意識醸成、健康・活動の場づくり、地域福祉の担い手育成などに取り組みました。

〔主な取組〕

- ボランティア登録者数
令和4年度 103 団体・1,774 人 個人・174 人 合計 1,948 人
- 出水こけん塾登録者数
平成30年度 401 人 ⇒ 令和4年度 916 人
- ふれあい・いきいきサロン登録数
高齢者 平成30年度 105 か所 ⇒ 令和4年度 123 か所
子育て 平成30年度 4 か所 ⇒ 令和4年度 6 か所

〔基本目標2〕 支援を必要としている人を支える仕組みづくり

地域福祉に関する情報提供の充実、身近な相談体制の充実、地域のニーズに対応した福祉サービスの充実などに取り組みました。

〔主な取組〕

- 出水市公式 LINE による情報発信開始（令和2年度）
- 生活支援コーディネーター配置
平成30年度 0 人 ⇒ 令和4年度 4 人
- 子育て支援室にじいろ開設（高尾野農業者健康管理センター内・令和4年度）
- 障がい者基幹相談支援センター設置（令和5年度）
- 放課後児童クラブ待機児童数
平成30年度 96 人 ⇒ 令和4年度 31 人

〔基本目標3〕 安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり

地域の防災力の向上、交通安全・防犯対策の充実、配偶者等からの暴力・虐待防止対策の推進などに取り組みました。

〔主な取組〕

- 自主防災組織結成率
平成30年度 79% ⇒ 令和3年度 100%
- 配偶者暴力相談支援センター設置（令和4年度）

3 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

第2期出水市地域福祉計画を策定するにあたり、今後のまちづくりの方針や市が取り組むべき施策などを検討する際の基礎資料とすることを目的として、市民、自治会長、民生委員児童委員、福祉施設・事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

ア 調査対象

対 象	調査対象数
市内在住の18歳以上の市民（無作為抽出）	2,000人
自治会長及び民生委員児童委員	350人
福祉施設・事業所	188施設

イ 調査方法

郵送等により調査票を配布・回収

ウ 調査時期

令和5年7月～8月

エ 回収結果

対 象	配布数	回収数	回収率
市内在住の18歳以上の市民	2,000人	707人	35.3%
自治会長及び民生委員児童委員	350人	250人	71.4%
福祉施設・事業所	188施設	114施設	60.6%

※アンケート調査結果（一部抜粋）は、第5章「再犯防止推進計画」、第6章「成年後見制度利用促進基本計画」、資料編に掲載しました。

4 本市の課題

(1) 地域福祉を支える担い手の減少

人口減少や少子高齢化の進行、地域住民の社会的つながりが希薄化する中、若者や子育て世代の地域活動への関心の低さや自治会加入者の減少などもあり、地域福祉を支える担い手が減少しています。

今後、地域における支え合い・助け合いの基盤づくりを推進していくためには、地域福祉活動を支える担い手の育成や地域住民の交流の促進を図り、幅広い世代の住民が気軽に地域活動やボランティア活動などに参加できる環境づくりを推進していくことが必要です。

(2) 地域、行政、関係機関・団体などの更なる連携強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自助、共助、公助の連携を基本としながら、地域と行政、関係機関・団体などが更に連携を強化し、地域の課題解決に連携・協働して取り組んで行くことが必要です。

(3) 複雑化・複合化する地域課題への対応

個人や家庭を取り巻く環境の変化などにより、複雑化・複合化した新たな地域課題や制度の狭間の課題を早期に発見し、適切に支援していくためには、包括的な支援体制を整備することが必要です。

(4) 地域ニーズに対応した福祉サービスの充実

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする人が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう福祉サービスの充実を図り、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護支援に関する取組を推進していくことが必要です。

(5) 安全・安心に暮らせる環境の整備

安全・安心な地域づくりに向けて、交通安全、防災、防犯対策、虐待防止、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの取組を推進することが必要です。

(6) 福祉に関する情報提供の充実

福祉サービスや支援を必要とするすべての人が、自分に適したサービス利用や様々な支援を受けられるよう、適切でわかりやすい情報提供を行うことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第二次出水市総合計画においては、「人々の知恵と活力で築くまちづくり」を基本理念とし、「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた保健・医療・福祉分野の施策の基本方針を「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」としています。

本計画の位置付けや総合計画の基本方針、これまでの取組の継続性を踏まえ、本計画の基本理念は第1期計画から継承します。

[基本理念]

子どもから高齢者まで
健やかに暮らせる支え合いのまちづくり

2 基本目標

本計画の基本理念及び地域共生社会の実現を目指して、次の3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

基本目標 1

地域福祉を支える人づくり

市民一人ひとりが地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、地域福祉の意識を醸成する取組を推進します。

また、市民一人ひとりの協働の意識を高めるとともに、地域福祉のリーダーや担い手の育成・支援、男女共同参画による地域活動の活性化を図るための取組を推進します。

基本目標 2

支援が必要な人を支える地域づくり

誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用することができるよう、地域、行政、関係機関・団体などが連携して、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりや、生活困窮者の自立支援、権利擁護支援に関する取組を推進します。

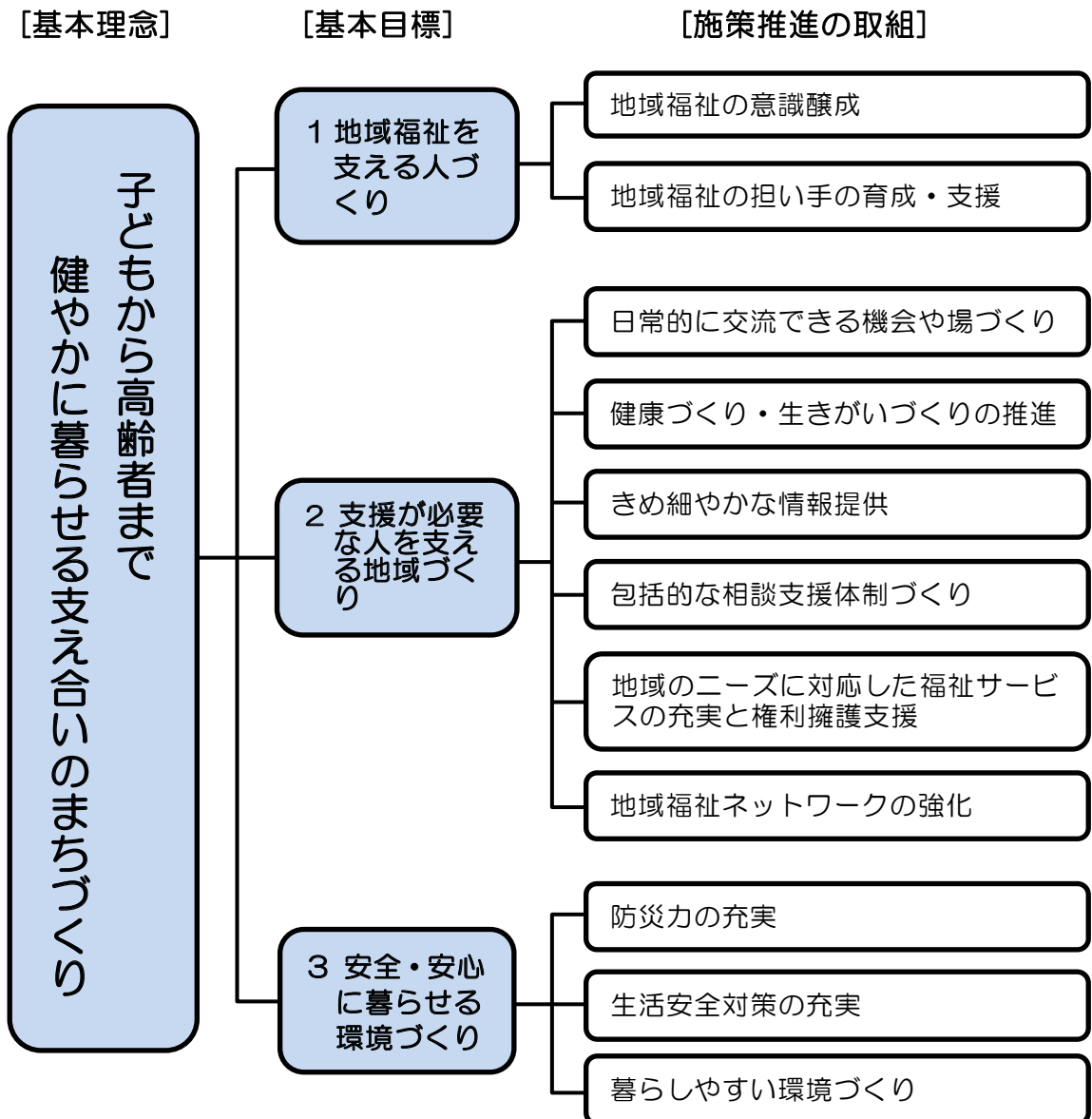
また、公的な福祉サービスの質の向上を図り、民間事業者などによる多様な形態による福祉サービス提供の支援に努めるとともに、複雑化・複合化した地域課題や制度の狭間の課題の早期発見と解決に資する包括的な支援体制の整備を推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

安全・安心な地域づくりに向けて、市民の交通安全・防災・防犯意識の高揚を図るとともに、避難行動要支援者を支援する体制の整備、地域や関係機関・団体などが連携した見守り活動や防犯パトロールの取組を推進するなど、交通安全・防災・防犯対策の充実に努めます。

また、地域で暮らす全ての人が、性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりや、児童や高齢者、障がい者の虐待防止、配偶者などからの暴力防止の取組を推進するほか、市民の日常生活における移動手段である公共交通機関の確保と利便性の向上を図ります。

3 計画の体系



4 地域福祉に関わる各主体の役割

地域福祉の推進にあたっては、市民、地域、事業者、関係団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働していくことが重要です。

■市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として地域活動やボランティア活動などに主体的かつ積極的に参加することが求められています。

■地域の役割

自治会は、地域住民主体の取り組みを推進する上で最も身近で基礎となる組織です。市民が地域活動に積極的に参加し、地域課題を住民同士で共有し、行政や関係機関などと連携・協働して、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められています。

■事業者の役割

事業者は、さまざまな活動を通じた地域貢献が期待されています。特に、福祉関係事業者においては、本市の福祉行政の一役を担っていることを深く認識し、ニーズに対応したサービスの提供に努めるとともに、地域活動に積極的に参画し、市民の福祉向上に貢献することが期待されます。

■関係団体の役割

ボランティア団体やNPOなどの各団体には、より専門的な立場から地域福祉を支えていく役割があります。多様化するニーズへの対応や、地域福祉活動に参画する市民の育成・支援や受け皿の確保などが求められています。

■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられています。市民や関係機関・団体、NPO、行政などと連携して、地域の福祉力の向上や地域の実情に応じた福祉サービスの創出など、地域福祉の推進役としての役割を担うことが求められています。

■行政の役割

市民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、市民、関係機関・団体、社会福祉協議会などと相互に連携・協働して自助、共助、公助の取組を推進し、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

第4章 施策推進の取組

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

1 地域福祉の意識醸成

地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域を知る中で支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があり、全ての人が地域活動や近所付き合いの重要性を認識することが必要です。

地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、市民一人ひとりが主体的に地域について考えることができるよう地域福祉の意識醸成に取り組みます。

■市民の取組

- 自治会に加入しましょう。
- 隣近所の住民とのコミュニケーションを大切にしましょう。
- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域の人とふれあう機会を持ちましょう。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を持ちましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- 地域住民の地域への関心を高め、地域活動に参加する機会を提供しましょう。
- 地域の行事などへの参加を積極的に呼びかけましょう。
- 地域の課題解決のために地域でできることを話し合いましょう。

■社会福祉協議会の取組

- 児童・生徒を対象とした福祉体験教室や出前講座などを開催します。
- 福祉イベントを開催し、市民の地域福祉に対する理解を深める機会を提供します。

■行政の取組

- 自治会への加入を促進します。
- 学校や社会福祉協議会、関係機関・団体と連携して、児童や生徒を対象とした福祉活動体験学習や地域住民や世代間の交流の機会を提供します。
- 地域福祉に関する出前講座や研修会などを開催します。
- 地域福祉に関する課題や解決方法について、市民の自主的な参加による話し合いの場を設け、地域独自の創意工夫ある取組を支援します。

2 地域福祉の担い手の育成・支援

地域の課題解決力の向上や、市民主体の地域活動の推進に向けて、地域福祉のリーダーや担い手の育成が重要です。

社会福祉協議会や関係機関・団体などと連携して、地域福祉活動に意欲的な人材の発掘に努め、地域福祉のリーダーや担い手の育成・支援に取り組むとともに、さまざまな分野の要望に対応できるボランティアの育成に取り組みます。

また、地域に根差した活動を行うNPOなどの団体が、幅広い地域活動を行うことができるよう支援します。さらに、これらの団体の活動状況などについて広く情報提供を行うとともに、福祉サービス事業者などに対してボランティア活動の積極的な受入れについて働きかけを行います。

■市民の取組

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ・地域の一員として、自分ができることについて考えてみましょう。
- ・一人ひとりが持っている知識や技術を地域活動に活かしましょう。
- ・ボランティア活動に必要な知識を身に付けるため、各種講座や研修会などに自主的に参加しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・地域活動やボランティア活動への参加を継続的に呼びかけましょう。
- ・地域や自治会の活動内容などの情報を積極的に発信しましょう。
- ・認知症サポーター養成講座などへの参加を呼びかけましょう。
- ・地域活動のリーダーや担い手となる人材の発掘に努めましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・ボランティア養成講座や研修会を開催します。
- ・在宅福祉アドバイザーの養成や活動を支援します。
- ・福祉サービス事業者などに対して、ボランティアの受け入れや支援について協力を呼びかけます。

■行政の取組

- ・地域活動のリーダーや担い手となる人材の育成に努めます。
- ・社会福祉協議会や関係団体が実施する各種ボランティア活動を支援します。
- ・認知症サポーターの養成に努め、サポーター活動を支援します。
- ・NPO、ボランティア団体などの活動状況について市民に周知を図り、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

1 日常的に交流できる機会や場づくり

地域住民の交流を促進し、お互いに信頼関係を築いていくためには、気軽に集い日常的に交流できる機会や場をつくることが重要です。

地域住民同士がつながり、お互いに支え合いながら暮らしていけるよう、高齢者同士の交流や高齢者と子どもの交流、親子が気軽に集い交流する場を提供するとともに、「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援するなど、幅広い交流を促進します。

■市民の取組

- 地域で行われる行事や活動に知人や隣近所の人を誘い合って参加しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- 地域住民が交流できる機会をつくりましょう。
- 地域行事を行う際は隣近所の人に声かけを行い、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 自治会、地区コミュニティ協議会、老人クラブ、子ども会などの地域コミュニティやボランティア活動において、スポーツ大会や各種行事を開催し、活発な世代間交流を行いましょう。

■社会福祉協議の取組

- 高齢者や子育て世帯を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」の開設や運営を支援するとともに、市民への情報提供を行い、参加の促進を図ります。
- 地域の子どもから高齢者までがふれあえる場など、世代間の交流が図れるよう、地域の交流事業の活性化に努めます。

■行政の取組

- 地域の特性や自主性を生かし、地域課題の解決や交流を深めるため、自治会などが独自に行う地域活動を支援します。
- 地区コミュニティ協議会の設立、運営及び活動の充実に向けた取組を支援します。

2 健康づくり・生きがいづくりの推進

生涯にわたって健やかで活力あふれる生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、こころと体の健康づくりや介護予防に取り組むことが重要です。地域ぐるみで声をかけあって取り組むことで効果が高まり、閉じこもりの防止にもつながります。こころと体の健康づくりや介護予防に関する行事などの周知を行い、誰もが参加しやすい環境の整備に努めます。

また、子どもが健やかに成長するためには、家庭だけでなく、地域の人々とつながりを持つことが大切です。次代を担う子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守る支援体制の構築に取り組み、生きがいを感じることが出来る活動の場や、学習・文化・スポーツ活動の場の提供に努めます。

■市民の取組

- ・年に1回は健康診断・検診を受け、自らの健康状態をチェックしましょう。
- ・健康教室や介護予防教室に参加しましょう。
- ・子育てに関する悩みや心配ごとは、保健推進員や相談窓口などに相談しましょう。
- ・地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることで出来る機会や場を見つけましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りや手助けをしましょう。
- ・地域で開催される健康教室や介護予防教室への参加を呼びかけましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・高齢者元気度アップ・ポイント事業、ふれあい・いきいきサロンなど、健康づくり、介護予防につながる事業を推進します。
- ・さまざまなボランティアを養成し、生きがいにつながるボランティア活動を促進します。

■行政の取組

- ・出水こけん塾や健康づくりに関する出前講座などを開催します。
- ・妊娠・出産、乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行い、母子の健康増進を図ります。
- ・健康、経済、人間関係などのさまざまな要因から、自殺に追い込まれることを防ぐため、包括的な自殺対策の取組を推進します。
- ・「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に取り組める環境の整備に努めます。
- ・公共職業安定所や関係機関と連携するとともに、シルバー人材センターなどの活動を支援し、能力や意欲に応じた高齢者の就労機会の拡大に努めます。

3 きめ細やかな情報提供

市民が福祉サービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが重要です。福祉サービスや支援を必要とするすべての人が、自分に適した質の高いサービスを選択して利用できるよう、わかりやすく適切な情報提供を行います。

■市民の取組

- 行政や福祉活動団体が発行している広報紙やホームページ、SNSなどで情報を収集し、家族や地域の人と共有しましょう。
- 地域の自治会長、民生委員児童委員、在宅福祉アドバイザー、保健推進員などを把握しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- 自治会や地区コミュニティ協議会、各種団体などの活動を通じて得た福祉に関する情報を、地域で共有しましょう。

■社会福祉協議会の取組

- 広報紙やホームページを活用して、積極的に情報発信します。
- 関係機関・団体と情報交換を行う場を設け、各種情報提供に努めます。

■行政の取組

- 広報紙やホームページ、市公式LINEなどの媒体を活用して、積極的に情報を発信します。
- 出水市子育て応援アプリを活用して、子育てに関する情報などを発信するとともに、アプリの新たな機能としてデジタル予診票機能を追加するなど、機能充実を図ります。
- 情報の入手が困難な人に対し、自治会、福祉サービス事業所、民生委員児童委員、在宅福祉アドバイザーなどと連携して、情報提供に努めます。

4 包括的な相談支援体制づくり

市民が日常生活において、困りごとや問題が発生した際に、相談する窓口がすぐに分かることが重要です。近年、相談内容が複雑化・多様化しており、行政の複数の部署が連携しなければならない場合や、行政のみでは解決できない場合もあることから、専門機関や関係機関と連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

また、誰もが生活困窮や社会的孤立に至るリスクがあることから、そういった状況に陥らないように、市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談・支援ができる体制の構築に取り組みます。

さらに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、行政と地域住民、関係機関・団体が連携・協働して各種活動を充実させ、地域で支え合いのできる体制の強化を図ります。

■市民の取組

- ・困りごとや心配ごとがある時は、家族や知り合い、相談窓口にご相談しましょう。
- ・地域の民生委員児童委員、在宅福祉アドバイザー、保健推進員などを把握しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・地域活動などを通して、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口を周知しましょう。
- ・隣近所で困っている人を支援し、気付いたことは民生委員児童委員、在宅福祉アドバイザー、保健推進員などに報告・相談しましょう。
- ・福祉に関する制度や福祉サービスなどについて、学習の場をつくりましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・心配ごと相談所を開設し、市民の日常生活における心配ごとや悩みごとについて相談に応じ、適切な助言を行います。
- ・小地域福祉ネットワーク活動を推進し、地域での見守り活動を支援します。
- ・生活困窮者などに対して食料の支援を行うフードドライブ事業を推進します。

■行政の取組

- ・市民のあらゆる相談に対応するため、市役所の関係部署や関係機関などが連携した重層的な相談支援体制の充実・強化に努めます。
- ・相談対応する職員の資質向上を図るため、研修の充実を図ります。
- ・地域における保健・医療・福祉などの個々の保健福祉サービスを連携させ、市民が必要とする時に必要なサービスを提供できる体制の整備を図ります。
- ・現在の制度の枠組みでは対応が困難な「制度の狭間」の状況にある人の早期把握と、課題解決に向けた対応・支援を行う体制の整備に努めます。

5 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護支援

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする人が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、福祉サービスの充実に取り組みます。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が創設され、生活保護に至る前の自立支援策の強化が求められていることから、生活困窮者の早期支援や自立へ向けた支援を推進するとともに、関係機関との連携強化に努めます。

また、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度利用促進基本計画（第6章）に基づき、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業などの利用を促進します。

■市民の取組

- ・自立した生活が難しくなったときには、早めに相談窓口にご相談し、必要な支援やサービスを受けましょう。
- ・権利擁護について関心を持ち、理解を深めましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・地域で福祉サービスを必要としている人がいないか、情報を収集しましょう。
- ・支援が必要と思われる人がいたら行政や関係機関につなぎましょう。
- ・福祉サービスを受けている人や介護している人を地域で見守り支援しましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・各種福祉資金の貸付を行い、生活困窮者の自立を支援します。
- ・福祉サービス利用支援事業の広報・周知、利用促進に努め、判断能力が不十分な人の生活を支援します。
- ・市内の他の社会福祉法人などと連携し、福祉課題の解決に向けた取組を推進します。

■行政の取組

- ・身近な地域での見守り、生活支援体制づくりを推進します。
- ・支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備を推進します。
- ・生活困窮者の抱える課題を把握し、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげるネットワークを構築します。
- ・成年後見制度の広報・周知、利用促進に努めます。

6 地域福祉ネットワークの強化

地域で活動を行う様々な関係機関・団体などが、情報交換を行いながら互いに連携して活動に取り組むことで、地域福祉の効果的な推進を行うことができるよう、地域福祉ネットワークの強化を図ります。

■市民の取組

- ・住民参加の研修会やイベントなどに積極的に参加しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・さまざまな関係機関・団体と情報交換の場や協力関係を持ち、連携した取組に協力しましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・自治会、地区コミュニティ協議会、民生委員児童委員、福祉活動団体、社会福祉法人など、各分野の機関・団体との連携を強化します。

■行政の取組

- ・地域福祉の中核となる社会福祉協議会と引き続き連携を強化します。
- ・地域において、支え合い・助け合い活動や福祉サービスを実践・提供する関係機関・団体、事業所などの活動支援や情報提供、他職種・他機関との交流の機会の提供など、さらなる連携強化に向けた支援に努めます。
- ・民生委員児童委員の「市民の身近な相談役」「市民と関係機関とのつなぎ役」としての活動を支援するとともに、必要な情報提供や研修会を開催します。
- ・相談に出向けない人や自ら支援を求めることができない人の早期発見や支援に努めます。
- ・支援を必要としている人や、手助けをしたい人などの情報を共有できるネットワークづくりを推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

1 防災力の充実

災害が発生した際、避難行動要支援者の避難の手助けを行うには、地域の住民同士の助け合いが必要です。

市民の防災意識の高揚を図るとともに、自助・共助・公助の連携による避難支援体制の整備や、自主防災組織の育成・強化に取り組みます。

■市民の取組

- ・防災意識を高めましょう。
- ・日頃から災害時に対する備えをしましょう。
- ・地域の自主防災組織の活動や防災訓練に参加・協力しましょう。
- ・地域で災害時に支援が必要な人を把握しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・地域での防災訓練に隣近所の人を誘い合って参加しましょう。
- ・民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーなどと連携・協力して、日頃から一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへの声かけや安否確認を行いましょう。
- ・災害時に高齢者や避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制づくりを進めましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・災害時に活動できるボランティアの育成・支援に努めます。
- ・災害時に、市と共同で災害ボランティアセンターを開設し、復興に向けたボランティア活動を推進します。

■行政の取組

- ・各地域の自主防災組織の強化に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚と地域の防災力の向上を図ります。
- ・防災無線、防災メール、市公式LINEなどの多様な伝達手段で迅速かつ正確な情報を発信します。
- ・平時における地域の見守り活動との連携を図り、災害時の避難誘導や安否確認を円滑にできる体制を構築します。
- ・災害時に避難の支援が必要な避難行動要支援者の名簿や個別避難計画を作成し、関係者と情報共有を図ります。
- ・出水市民生委員児童委員協議会連合会や社会福祉協議会と連携して、高齢者宅などへの「命のカプセル」の設置の取組を推進します。

2 生活安全対策の充実

子どもや高齢者を交通事故から守る取組みが重要です。市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、警察や学校、関係機関・団体と連携して、交通事故防止運動を推進します。また、情報化社会の進展に伴うネット犯罪や特殊詐欺など犯罪が多様化しており、犯罪被害の低年齢化などに対応するため、地域と関係機関が連携して、防犯体制の充実や犯罪の未然防止の取組を推進します。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰に向けた支援を十分に受けられず、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、再犯防止推進計画（第5章）に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。

■市民の取組

- ・地域での交通安全や防犯に関する講習会に参加しましょう。
- ・不審な人や車を見つけたら、警察などに連絡しましょう。
- ・子どもや高齢者の言動に異変や不審な点がないか注意して見守りましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・子どもの通学時などにおける地域での見守り活動に取り組みましょう。
- ・消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- ・住民同士による地域の見守り体制を整備し、防犯パトロールなどを通じた声かけを行いましょ。

■社会福祉協議会の取組

- ・在宅福祉アドバイザーと連携して、見守り活動の充実を図ります。
- ・老人クラブや各サロン活動などを通じて、特殊詐欺や消費者問題に関する情報の提供や注意喚起を行います。

■行政の取組

- ・子どもや高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室を開催し、交通安全教育・啓発の推進に取り組みます。
- ・不鮮明となっている横断歩道などの道路区画線の修繕やロードミラーを設置し、交通事故の発生を抑制します。
- ・地域の防犯灯の設置・維持を支援します。
- ・県・市消費生活センターをはじめ、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できる相談体制の充実に努めます。
- ・犯罪や非行をした人の社会復帰を関係機関などと連携して支援します。

3 暮らしやすい環境づくり

子どもや高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して快適に生活するためには、道路や公共施設の整備や日常生活における移動手段の確保など、生活しやすい環境の整備が重要となります。誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、地域住民の日常生活における移動手段の確保と利便性の向上を図ります。

また、地域で暮らす全ての人が、性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりや男女共同参画を推進するほか配偶者などからの暴力、子どもや高齢者、障がい者虐待の未然防止や早期発見に努めるなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■市民の取組

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関心を持ちましょう。
- ・さまざまな人権問題に対して、正しい理解や認識を深めましょう。
- ・虐待の疑いがある場合は、ためらわずに警察、児童相談所、安心サポートセンターなどに相談しましょう。

■地域（自治会・地区コミュニティ協議会・事業者・各種団体など）の取組

- ・地域活動の拠点となる公民館などのバリアフリー化に取り組みましょう。
- ・一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに取り組みましょう。

■社会福祉協議会の取組

- ・小地域福祉ネットワークで連携して情報を収集し、虐待などの早期発見に努めます。

■行政の取組

- ・市民が利用する民間・公共施設や、道路、公園などについて、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・買い物や通院など、市民の日常生活における移動手段として、ふれあいバスや乗合タクシーの運行の継続と、利便性の向上を図ります。
- ・移動販売事業者を支援し、買い物不便地域の解消を図ります。
- ・学校や家庭、地域など、あらゆる場や機会を利用して人権教育や人権啓発活動を推進します。
- ・男女共同参画に関する普及啓発や学習の機会を提供します。
- ・出水市要保護児童対策地域協議会をはじめ、障がい者基幹相談支援センターや関係機関・団体との連携を強化し、子ども、高齢者、障がい者などの虐待防止と早期発見・保護など、迅速な対応に努めます。
- ・配偶者暴力相談支援センターを拠点に、要支援者の早期発見・早期支援を図ります。

第5章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年（285万3,739件）をピークとして減少しており、令和3年（56万8,104件）は戦後最少となった一方、検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加しており、48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数が再犯者となっています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生活環境など、さまざまな生きづらさや困難を抱えている人が少なくありません。こうした生きづらさを抱え、罪を犯してしまった人たちの課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させないための息の長い支援を国、地方公共団体、民間団体などが緊密に連携・協働して実施する必要があります。

こうした中、国は、再犯の防止などに関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的として、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、都道府県及び市町村に「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされました。これを受けて、本県においては平成31年3月に鹿児島県再犯防止推進計画が策定されたところです。

このような状況を踏まえ、本市においても犯罪や非行をした人の社会復帰を地域や行政、関係機関などが連携して支援し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、出水市再犯防止推進計画を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

■再犯防止推進法（抜粋）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ）若しくは非行少年であった者をいう。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関連計画との調整などを考慮して、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討します。

4 再犯防止を取り巻く状況

(1) 全国の刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率の推移

	平成15年	平成29年	令和3年
刑法犯検挙者数	379,602人	215,003人	175,041人
再犯者数	135,295人	104,774人	85,032人
再犯者率	35.6%	48.7%	48.6%

資料 令和4年版再犯防止推進白書

(2) 鹿児島県の刑法犯検挙者数・再犯者数・再犯者率の推移

	平成29年	令和元年	令和3年
刑法犯検挙者数	1,935人	1,712人	1,618人
再犯者数	947人	845人	784人
再犯者率	48.9%	49.4%	48.5%

資料 鹿児島県警察本部調査、令和3年少年白書、法務省集計データ

(3) 刑法犯認知件数・犯罪率の推移

	平成30年	令和2年	令和3年
鹿児島県の刑法犯認知件数	6,704件	5,113件	4,641件
出水市の刑法犯認知件数	204件	209件	159件
出水市の犯罪率	38.9%	40.3%	30.8%

※犯罪率は、人口1万人あたりの刑法犯認知件数

資料 鹿児島県警察本部 市町村別の犯罪発生実態

5 アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

■社会を明るくする運動を知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
知っている	104	14.5
知らない	587	81.6
無回答	28	3.9
回答数	719	100.0

■罪を犯した人が再び罪を犯すことのないよう支援するため、次のような施設や団体などがあることを知っていますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
保護観察所	289	21.1
保護司	398	29.0
更生保護施設	355	25.9
協力雇用主	142	10.4
更生保護女性会	32	2.3
全て知らない	133	9.7
無回答	22	1.6
回答数	1371	100.0

■罪を犯した人が更生して地域社会で生活する場合に、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
就労に対する支援	511	33.6
自立に向けた経済的支援	292	19.2
相談窓口の充実	264	17.3
地域住民の声かけ・関わり	168	11.0
住居確保のための支援	150	9.9
分からない	100	6.6
その他	12	1.6
無回答	24	0.8
回答数	1521	100.0

(2) 自治会長・民生委員児童委員アンケート調査結果

■ 社会を明るくする運動を知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
知っている	97	36.3
知らない	153	57.3
無回答	17	6.4
回答数	267	100.0

■ 罪を犯した人が再び罪を犯すことのないよう支援するため、次のような施設や団体などがあることを知っていますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
保護観察所	112	18.9
保護司	215	36.2
更生保護施設	132	22.2
協力雇用主	83	14.0
更生保護女性会	24	4.1
全て知らない	19	3.2
無回答	8	1.4
回答数	593	100.0

■ 罪を犯した人が更生して地域社会で生活する場合に、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
就労に対する支援	206	34.3
自立に向けた経済的支援	111	18.5
相談窓口の充実	117	19.5
地域住民の声かけ・関わり	66	11.0
住居確保のための支援	66	11.0
分からない	19	3.1
その他	4	0.6
無回答	12	2.0
回答数	601	100.0

6 本市の重点課題

国及び県の再犯防止推進計画の重点課題などを踏まえて、本市では、以下の5つを重点課題として取組を推進します。

- (1) 国・県・民間団体などとの連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (4) 広報・啓発活動の推進
- (5) 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施

【国の再犯防止推進計画 重点課題】（抜粋）

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【鹿児島県再犯防止推進計画 重点課題】（抜粋）

- ① 国・市町村・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 国・県・民間団体などとの連携強化

国や県の関係機関、出水保護区更生保護サポートセンター、出水保護区保護司会、出水地区協力雇用主会、出水市更生保護女性会などと情報交換や情報共有、活動支援を行い、更なる連携強化を図ります。

【犯罪や非行をした人の社会復帰を支援する主な関係機関・団体】

関係機関等	概要
鹿児島保護観察所	犯罪や非行をした人が社会の中で更生するように、保護観察官による指導や支援などを行っている。
出水保護区更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点で、野田農村環境改善センター内に設置されている。
保護司・保護司会	保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護観察を受けている人と定期的に面接を行い、生活上の助言や指導、就労の手助けなどを行っている。保護司は、それぞれ配属された保護区において保護司会に加入している。 (参考) R5.4.1 現在 保護司(出水市担当) 24人
協力雇用主	犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用しようとする民間の事業主。 (参考) R5.4.1 現在 出水市内の協力雇用主 14社
更生保護女性会	女性の立場から地域における犯罪予防活動や、子どもたちの健全育成のための活動を行うボランティア団体。 (参考) R5.4.1 現在 出水市更生保護女性会 18人
鹿児島県地域生活定着支援センター	罪を犯した高齢者や障がいのある人が、矯正施設を出所後、地域において社会生活を営むことができるよう支援する機関で、全国の都道府県に1カ所ずつ設置されている。

(2) 就労・住居の確保

犯罪や非行をした人の立ち直りには、地域社会の中に居場所と仕事をつくることが重要です。就労支援として、市内の事業者に対し協力雇用主制度の広報周知を図り、建設工事等入札参加資格審査における協力雇用主に対する優遇措置を設けるほか、住宅困窮者に対し市営住宅を提供するなど、就労機会や住居を確保するための取組を推進します。また、生活保護に至る前の段階において、生活や就労の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした高齢者又は障がいのある人の中には、社会復帰後に保健医療や福祉的支援が必要であるにもかかわらず、これらの支援を十分に受けることができず、再犯につながるケースが増加しています。支援を必要とする人の個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域の保健医療・福祉関係機関などの更なる連携強化を図ります。

(4) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、社会復帰して地域で生活していくためには、地域や職場など周囲の人々の理解と協力が必要です。社会復帰を支援するための更生保護活動は、保護司をはじめ協力雇用主や更生保護女性会などの協力を支えられています。

社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止や更生保護活動への市民の関心と理解を深め、地域や事業所における意識の向上を図る為、関係機関団体と連携して広報・啓発活動を推進します。

(5) 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施

非行は、規範意識の低下、家庭環境の変化、地域の人間関係の希薄化、貧困、有害環境など、さまざまな課題が複雑に絡みあって発生し、退学などにより居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまった未成年者が犯罪に関わってしまう場合もあると考えられます。犯罪や非行を防ぐためには、学齢期のより早期の段階で規範意識の向上を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援が必要なことから、学校と関係機関・団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動などを推進します。

また、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、相談支援の充実を図り、児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めるほか、出水市自立支援教室「ほっとハウス」において、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、生活習慣の改善を図るなどさまざまな支援をします。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが、本人の財産管理や福祉サービスなどの契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、預貯金や不動産などを管理したり、介護サービスの利用や福祉施設に入所する際に契約を結ぶ必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切に判断できずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人などが保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

■成年後見制度の基本理念

- ・自己決定権の尊重・・・・・・・・本人の意思決定を支援し、本人が決めたことを尊重しようという考え方
- ・現有能力の活用・・・・・・・・本人が現に有している能力を最大限に活かして生活することを尊重するという考え方
- ・ノーマライゼーション・・・・・・・・障がいのある人もない人も互いに支え合い、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくろうという考え方
- ・身上配慮・・・・・・・・成年後見人等がその職務を行うにあたり、本人の心身・生活の状況に配慮して行わなければならないという考え方

■成年後見人などの職務

成年後見人などの職務は、「身上保護」と「財産管理」があります。

身上保護……介護・医療サービスの契約、福祉施設の入所に関する契約など
 財産管理……毎月の収入及び支出の把握・管理、預貯金・有価証券・不動産などの管理など

■成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度	本人の判断能力が不十分となった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人などが選ばれる制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。
任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

■法定後見制度の3つの類型

類 型		補 助	保 佐	後 見
対象となる人		判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
支援する人		補助人	保佐人	成年後見人
支援する人に与えられる権限	代理権 (注1)	裁判所が定める特定の法律行為		すべての法律行為
	同意権 (注2)	裁判所が定める特定の行為	法律上定められた重要な行為・裁判所が定める行為	日常生活に関する行為 (日用品の購入など以外の法律行為)
	取消権 (注3)			

(注1) 成年後見人などが本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行える権限

(注2) 本人が契約等の法律行為を行う場合に成年後見人などの同意が必要であるという権限

(注3) 成年後見人などの同意がないまま本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限

2 計画策定の背景と趣旨

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の全人口に占める65歳以上の人口の割合は、令和7年が35.8%、令和17年が38.5%、令和22年には40.5%となっており、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが予測されます。

また、認知症高齢者の増加も予測され、国の推計では令和7年は全国で675万人、令和17年には802万人となっており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が今後ますます高まってきます。

成年後見制度の利用者数は、全国的に増加傾向にあるものの、認知症高齢者数と比較すると著しく少ない状況で、知的・精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」といった課題も顕在化しており、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた取組を推進していく必要があります。

国においては、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、市町村計画の策定が努力義務となりました。その後、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することなどを目的として、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村の役割や優先的に取り組む事項がより具体的に示されています。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策の計画的な推進を図るため、出水市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

■成年後見制度利用促進法（抜粋）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画の位置付け

この計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に定める市町村計画として位置付けます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関連計画との調整などを考慮して、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討します。

5 成年後見制度を取り巻く状況

■全国の認知症高齢者人口の将来推計

年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
認知症高齢者将来推計人数／(率)	602万人 (16.7%)	675万人 (18.5%)	744万人 (20.2%)	802万人 (20.7%)	797万人 (21.1%)

資料 厚生労働省「成年後見制度の利用促進に関する施策の実施の状況（令和2年6月）」

■全国の成年後見制度利用者数の推移

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	218,142人	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人

資料 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■全国の申立て件数の推移

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申立件数	36,549件	35,959件	36,804件	39,313件	39,503件

資料 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■全国の申立ての理由

区分	認知症	知的障がい	統合失調症	高次脳機能障がい	その他
割合	63.2%	9.4%	8.7%	4.1%	14.6%

資料 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■全国の市区町村長申立て件数の推移

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
申立件数	7,705件	7,837件	8,822件	9,185件	9,229件

資料 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

■出水市における成年後見制度利用者数

区分・類型	後見	保佐	補助	合計
法定後見制度	40人	8人	2人	50人
任意後見制度	0人			

令和5年10月4日現在 資料 鹿児島家庭裁判所資料

■出水市における市長申立て件数

対象者・年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0件	0件	5件
障がい者	0件	0件	0件
合計	0件	0件	5件

資料 出水市

■出水市における成年後見制度利用促進事業助成実績

対象者・年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	0件	0件	5件
障がい者	0件	0件	0件
合計	0件	0件	5件

資料 出水市

6 アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

■成年後見制度の内容について知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
内容について知っている	190	26.4
聞いたことはあるが内容は知らない	306	42.6
聞いたことがない	201	28.0
無回答	22	3.0
回答数	719	100.0

■社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業について知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
内容について知っている	102	14.2
聞いたことはあるが内容は知らない	326	45.3
聞いたことがない	267	37.1
無回答	24	3.3
回答数	719	100.0

■成年後見制度に関する相談窓口を知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
知っている	69	9.6
知らない	628	87.3
無回答	22	3.1
回答数	719	100.0

(2) 自治会長・民生委員児童委員アンケート調査結果

■成年後見制度の内容について知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
内容について知っている	97	36.3
聞いたことはあるが内容は知らない	128	48.0
聞いたことがない	34	12.7
無回答	8	3.0
回答数	267	100.0

■社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業について知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
内容について知っている	54	20.2
聞いたことはあるが内容は知らない	163	61.1
聞いたことがない	38	14.2
無回答	12	4.5
回答数	267	100.0

■ 成年後見制度に関する相談窓口を知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
知っている	77	28.8
知らない	180	67.4
無回答	10	3.8
回答数	267	100.0

(3) 福祉施設・事業所アンケート調査結果

■ 成年後見制度に関する相談窓口を知っていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
知っている	94	79.7
知らない	24	20.3
無回答	0	0
回答数	118	100.0

■ 貴事業所等の利用者で、成年後見制度を利用している人がいますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
利用している人がいる	26	22.0
利用している人はいない	76	64.4
わからない	16	13.6
無回答	0	0
回答数	118	100.0

■ 貴事業所等の利用者で、成年後見制度の利用が必要と思う人(思われる人)で制度利用に至っていない人がいますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
いる	26	22.0
いない	76	64.4
わからない	16	13.6
無回答	0	0
回答数	118	100.0

■ 成年後見制度の利用が必要と思う人(思われる人)が、成年後見制度の利用に至っていない原因は何だと思えますか。 (複数回答)

(前問で「いる」を選択した事業者等が回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
家族で対応できている。	6	20.0
本人・家族が同意しない。	8	26.7
裁判所への申立て費用や後見人等への報酬の支払が困難なため	7	23.3
家族や親族がいないため手続きを行うことが難しい	6	20.0
その他	3	10.0
無回答	0	0
回答数	30	100.0

■成年後見制度の利用促進を図る上で、どのような取組が必要だと思いますか。

(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
制度についての周知・広報の充実	76	24.6
相談窓口や相談体制の充実	63	20.4
制度の利用手続きに関する支援	56	18.1
市民向けの研修会の開催	18	5.8
関係機関・団体向けの研修会の開催	27	8.7
地域で支援する市民後見人の育成・支援	21	6.8
裁判所への申立て費用や後見人等への報酬の支払に関する支援	15	4.9
成年後見人等による金銭管理等の不正防止の徹底	24	7.8
その他	1	0.3
無回答	8	2.6
回答数	309	100.0

7 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な人（財産管理や福祉サービスの利用手続きなどを自ら行うことが困難でありながら必要な支援を受けられていない人）は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があります、また、孤独・孤立の状態に置かれている場合もあります。

地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みで、「チーム」、「協議会」、「中核機関」から構成されます。

次の3つの役割を念頭に、保健・医療・福祉・司法などの関係機関・団体を含めた地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

- ①権利擁護支援が必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

(2) チームによる対応

チームとは、判断能力が十分でない人(本人)を、身近にいる関係者と成年後見人などが一緒になって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

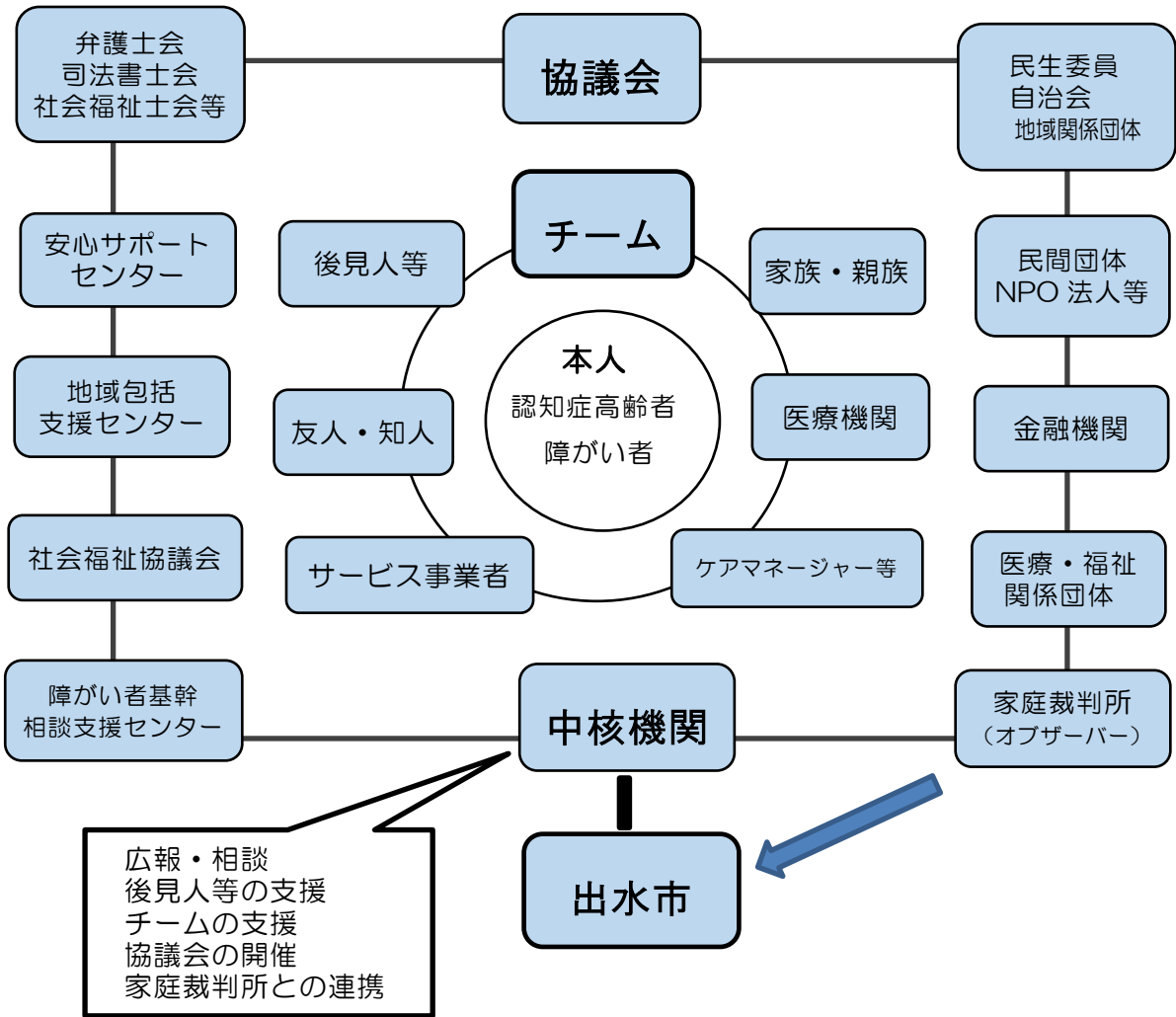
後見等開始前は、本人に身近な家族や親族、福祉・医療・地域の関係者がチームで見守り、後見等開始後は、法的な権限を有する成年後見人などがチームに加わり、本人の意思を尊重した財産管理や身上保護を行える仕組みづくりを推進します。

(3) 協議会の設置・運営

権利擁護推進に関する課題や取組などについて協議する場として協議会を設置し、法律・福祉の専門職団体や関係機関・団体などの連携体制の強化を図り、後見など開始の前後を問わず、チームに対して専門的な助言・支援を行います。

協議会の事務局は、中核機関が担います。

地域連携ネットワークのイメージ図



(4) 中核機関の設置・運営

中核機関は、地域連携ネットワークが担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を効果的に発揮させるための司令塔としての役割を担います。

関係機関・団体などと協議し、市直営又は外部委託により中核機関を設置し、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能について、段階的・計画的に整備します。

【地域連携ネットワーク及び中核機関が担う4つの機能】

	機能	具体的施策
1	広報機能	権利擁護に関する各種制度などの広報・周知 ・パンフレット、ホームページなどによる広報 ・研修会等の開催 ・研修会などへの講師派遣
2	相談機能	相談対応・相談者の情報集約・後見ニーズ精査 ・明確な相談窓口の設置 ・相談受付、アセスメント、ケース検討 ・他の制度利用検討 ・家庭裁判所への申立て支援
3	成年後見制度 利用促進機能	市民後見人育成・法人後見担い手育成・関係制度からの円滑な移行 ・市民後見人の研修、育成 ・法人後見の担い手育成 ・福祉サービス利用支援事業などの関連制度から成年後見制度への円滑な移行 ・成年後見制度利用支援事業の活用
4	後見人支援機能	相談対応・専門家による支援・家庭裁判所との連携 ・市民後見人、親族後見人の相談対応 ・家庭裁判所との情報交換、連携
	不正防止効果	親族後見人などの経済的虐待等の兆候の早期把握

(5) 成年後見制度の周知・啓発

誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、さまざまな広報媒体を利用して周知・広報に努めるとともに、自ら助けを求めることができない人を発見して支援につなげることの重要性や、判断能力があるうちから成年後見制度の利用に備える意識の普及・啓発に努めます。また、地域連携ネットワークを構成する関係機関・団体などと連携して、市民や関係機関・団体の関係者などに対して研修の機会を提供し、成年後見制度の活用が有効である具体例などを用いて成年後見制度の利用促進を図ります。

(6) 成年後見制度市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度のうち、法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に後見人などの選任の申立てを行う必要がありますが、本人や親族などによる申立てを行うことが困難な場合には、市長が本人に代わって申立てを行います。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用にあたり、申立て費用（申立・登記手数料など）や成年後見人などの報酬を負担することが困難な人に対し、申立て費用や後見人などの報酬について助成するものです。

成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いて、市長申立てを適切に実施するとともに、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

(7) 福祉サービス利用支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行

福祉サービス利用支援事業は、判断能力が不十分になりつつある方が安心して地域で生活ができるように、利用者と社会福祉協議会の契約により、福祉サービスの利用に関する手続や日常的な金銭管理などの支援を行うものです。

福祉サービス利用支援事業の利用者が、判断能力の低下により意思表示が困難となった場合に、成年後見制度への円滑な移行がなされるよう支援します。

■福祉サービス利用支援事業利用者数

年 度	高齢者	知的 障がい者	精 神 障がい者	利用者数 合 計	年間延べ 支援回数
平成 30 年度	23	18	23	64	1,122
令和元年度	19	18	27	64	1,215
令和2年度	27	18	24	69	1,239
令和3年度	30	16	25	71	1,354
令和4年度	27	17	27	71	1,405

※各年度3月末の人数

資料 出水市社会福祉協議会

第7章 計画の推進

1 目標指標

本計画の目標指標については、上位計画である第二次出水市総合計画との整合性を図るため、同計画の基本方針3「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」の重点目標達成指標を用いることとします。

目標指標	現状値	目標値 (R10)
健康寿命の延伸	男 78.5 歳 女 83.6 歳 (R4)	現状値より上昇
子育て支援環境や児童福祉が整っていると思う割合	82.7% (R5)	85.0%

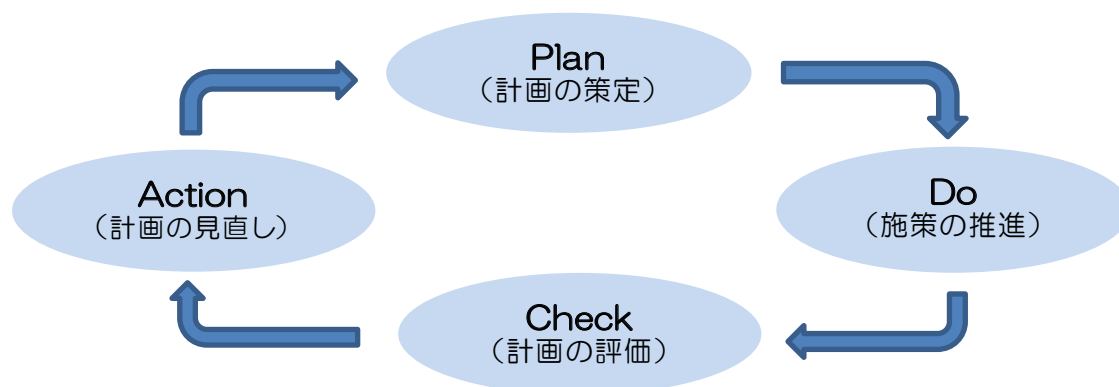
※計画期間中、新たな目標指標の追加について検討します。

2 計画の周知

本計画の基本目標や施策などについて、市民、関係機関・団体、事業者、行政、社会福祉協議会など、計画に関係するすべての人が共通した理解を持つことが重要です。このため、市の広報紙やホームページなどで計画内容を公表するほか、地域福祉に関する会合など、あらゆる機会を通じて周知を図ります。

3 計画の進行管理

本計画に基づく施策や取り組みを総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握し、達成状況を確認する必要があることから、福祉課と福祉分野の個別計画を策定する各部署において、PDCA サイクルに基づき進行管理及び評価を行います。



出水市地域福祉計画策定委員会規則

平成30年3月23日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域福祉計画を策定するため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成30年出水市条例第11号。次条第2項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 高齢者団体の関係者
- (4) 障がい者又は障がい者団体の関係者
- (5) 保健・医療の関係者
- (6) 児童福祉の関係者
- (7) 学識経験者

2 委員の任期は、条例別表に規定する委員会の所掌事務についての審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、委員会を招集し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

出水市地域福祉計画策定委員会委員名簿

選出区分		氏 名	役 職 等
市民団体 関係者	1	釜 義治	出水市自治会連合会副会長
	2	岡 和徳	出水市民生委員児童委員協議会連合会副会長
社会福祉団体 関係者	3	東 裕治	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会事務局長
	4	小幡 興太郎	出水地区老人福祉施設協議会委員
	5	岡田 榮子	出水市ボランティア活動連絡会会長
	6	糸田 喜信	出水保護区保護司会 出水支部長
	7	山元 圭	鹿児島県社会福祉士会会員
高齢者団体 関係者	8	松下 佳本	出水市老人クラブ連合会副会長
	9	桑田 俊彦	公益社団法人 出水市シルバー人材センター事務局長
障がい者又は 障がい者団体 関係者	10	松山 美宇子	出水市手をつなぐ育成会事務局長
	11	日隈 愛子	出水地区精神障害者家族会 みちづれ会理事
保健・医療 関係者	12	岩松 洋一	北薩地域振興局保健福祉環境部 出水支所長兼出水保健所長
児童福祉 関係者	13	秋吉 龍成	出水市保育所等情報交換会会員
	14	笠置 孝淳	鹿児島県私立幼稚園協会西薩支部長
学識経験者	15	奥 政治	鹿児島県立出水特別支援学校校長

アンケート調査結果

■市民アンケート調査結果

問 性別・年齢

設問選択肢	回答数(人)		割合(%)	
	男性	女性	男性	女性
10歳代	8	15	34.8	65.2
20歳代	23	35	39.7	60.3
30歳代	36	49	42.4	57.6
40歳代	33	51	39.3	60.7
50歳代	39	84	31.7	68.3
60歳代	44	87	33.6	66.4
70歳代	44	88	33.3	66.7
80歳以上	15	68	18.1	81.9
回答数	242	477	33.7	66.3

問 あなたは自治会に加入していますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
加入している	575	80.0
加入していない	133	18.5
無回答	11	1.5
回答数	719	100.0

問 あなたは地域の人とどの程度のお付き合いをしていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
困ったときには相談したり助け合ったりしている	159	22.1
一緒にお茶を飲んだり、留守の時に声をかえあう程度	45	6.3
たまに立ち話をする程度	176	24.5
会えばあいさつを交わす程度	240	33.4
付き合いがほとんどない	75	10.4
付き合いたくない	11	1.5
無回答	13	1.8
回答数	719	100.0

問 付き合いがほとんどない・付き合いをしたくない理由 (複数回答)
(前問で、付き合いがほとんどない、付き合いをしたくないを選択した人が回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
仕事や家事などで忙しいから	31	13.7
普段付き合う機会がないから	53	23.5
地域の人と知り合うきっかけがないから	31	13.7
同世代の人が近くにいないから	19	8.4
気の合う人、話しの合う人がいないから	14	6.2
あまり関わりを持ちたくないから	17	7.5
人付き合いが苦手だから	31	13.7
地域の慣習やしきたりが煩わしいから	14	6.2
引っ越して間もないから	11	4.9
その他	5	2.2
回答数	226	100.0

問 地域の付き合いの中で、手助けしてほしいと思うこと、手助けできると思うことがありますか。 (複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
手助けしてほしい、手助けできると思うことはある	360	47.2
手助けしてほしいことはない	255	33.4
手助けできることはない。	90	11.8
無回答	58	7.6
回答数	763	100.0

問 どのようなことで手助けしてほしいと思うこと、手助けできると思うことがありますか。 (複数回答)
(前問で、手助けしてほしい、手助けできることがあるを選択した人が回答)

設問選択肢	手助けしてほしい		手助けできる	
	回答数(人)	割合(%)	回答数(人)	割合(%)
一人暮らし高齢者等の見守り	65	10.6	159	12.4
話し相手	50	8.2	196	15.3
困りごとの相談相手	62	10.2	90	7.0
短時間の子どもの預かり	25	4.1	64	5.0
買い物・通院等の付添い	21	3.4	84	6.6
ゴミ出しの手伝い	25	4.1	158	12.4
草取り・草刈り・剪定の手伝い	88	14.4	102	8.0
住居の掃除の手伝い	27	4.4	63	4.9
病気時の家事手伝い	41	6.7	54	4.2
家の簡単な修理や電球の取替	51	8.4	86	6.7
病気時の看病、医療機関への連絡	49	8.0	71	5.6
災害時の安否確認・避難誘導	100	16.4	146	11.4
その他	7	1.1	6	0.5
回答数	611	100.0	1279	100.0

問 地域活動や行事にどの程度参加していますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
積極的に参加している	129	17.9
ときどき参加している	253	35.2
あまり参加していない	192	26.7
参加したことがない	136	18.9
無回答	9	1.3
回答数	719	100.0

問 地域活動や行事に参加していない理由は何ですか。 (複数回答)

(前問で、あまり参加していない、参加したことがないを選択した人が回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
自治会に加入していないから	85	16.0
仕事や家事などが忙しく時間がないから	136	25.7
一緒に参加する人がいないから	38	7.2
興味を持てる活動がないから	70	13.2
参加方法が分からないから	33	6.2
体力的に自信がないから	88	16.6
子どもや高齢者、病気の家族などがいるから	45	8.5
その他	35	6.6
回答数	530	100.0

問 現在、地域で生活する中で困っていることがありますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
交通機関が利用しにくく、買い物や通院に不便	105	9.0
医療機関が近くにない	49	4.2
自分や家族の健康や病気のこと	180	15.4
子どもの教育のこと	50	4.3
育児に関すること	31	2.6
介護に関すること	106	9.0
経済的なこと(収入が少ない、生活費の負担が大きい等)	183	15.6
地域や職場での人間関係のこと	56	4.8
防犯に関すること	65	5.5
ひきこもりに関すること	17	1.4
特にない	281	24.0
その他	32	2.7
無回答	17	1.5
回答数	1,155	100.0

■クロス集計表（地域活動や行事に参加していない理由）

上段：件数 下段：%	合 計	自治会に加入して いないから	仕事や家事などが忙し く時間がないから	一緒に参加する人 がないから	興味の持てる活動 がないから	
全体	927 100.0	85 9.2	136 14.7	38 4.1	70 7.5	
性別	男性	308 100.0	34 11.0	40 13.0	9 2.9	24 7.8
	女性	619 100.0	51 8.2	96 15.5	29 4.7	46 7.4
年代	10歳代	29 100.0	2 6.9	6 20.7	3 10.3	5 17.2
	20歳代	84 100.0	12 14.3	19 22.6	11 13.1	7 8.3
	30歳代	131 100.0	20 15.3	32 24.4	3 2.3	12 9.2
	40歳代	116 100.0	12 10.3	26 22.4	8 6.9	8 6.9
	50歳代	164 100.0	17 10.4	33 20.1	5 3.0	13 7.9
	60歳代	160 100.0	11 6.9	13 8.1	6 3.8	13 8.1
	70歳代	149 100.0	8 5.4	4 2.7	1 0.7	10 6.7
	80歳以上	94 100.0	3 3.2	3 3.2	1 1.1	2 2.1

上段：件数 下段：%	参加の方法がわか らないから	体力的に自信がな いから	子どもや高齢者、病気 の家族などがあるから	その他	無回答	
全体	33 3.6	88 9.5	45 4.8	35 3.8	397 42.8	
性別	男性	16 5.2	21 6.8	7 2.3	12 3.9	145 47.1
	女性	17 2.8	67 10.8	38 6.2	23 3.7	252 40.7
年代	10歳代	1 3.5	2 6.9	1 3.5	2 6.9	7 24.1
	20歳代	7 8.3	4 4.8	2 2.4	6 7.2	16 19.0
	30歳代	8 6.1	6 4.6	11 8.4	7 5.3	32 24.4
	40歳代	3 2.6	5 4.3	5 4.3	1 0.9	48 41.4
	50歳代	5 3.0	9 5.5	6 3.7	8 4.9	68 41.5
	60歳代	7 4.4	16 10.0	5 3.1	5 3.1	84 52.5
	70歳代	2 1.3	17 11.4	6 4.0	2 1.3	99 66.5
	80歳以上	0 0.0	29 30.8	9 9.6	4 4.3	43 45.7

■クロス集計表（地域での困りごと）

上段：件数 下段：%	合計	交通機関が利用しにくく 買い物や通院に不便	医療機関が近くに ない	自分・家族の健康 や病気のこと	子どもの教育のこと	育児に関すること	介護に関すること	
全体	1173 100.0	105 9.0	49 4.2	180 15.3	50 4.3	31 2.6	106 9.0	
性別	男性	385 100.0	34 8.8	17 4.4	57 14.8	13 3.4	6 1.5	35 9.1
	女性	788 100.0	71 9.0	32 4.1	123 15.6	37 4.7	25 3.2	71 9.0
年代	10歳代	24 100.0	3 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20歳代	107 100.0	12 11.2	5 4.7	9 8.4	6 5.6	7 6.5	6 5.6
	30歳代	178 100.0	9 5.1	4 2.2	21 11.8	21 11.8	18 10.1	7 3.9
	40歳代	128 100.0	8 6.3	5 3.9	15 11.7	15 11.7	4 3.1	8 6.3
	50歳代	206 100.0	13 6.3	7 3.4	26 12.6	7 3.4	1 0.5	24 11.6
	60歳代	195 100.0	23 11.8	7 3.6	34 17.4	0 0.0	1 0.5	23 11.8
	70歳代	191 100.0	18 9.4	9 4.7	43 22.5	0 0.0	0 0.0	18 9.4
	80歳以上	144 100.0	19 13.2	12 8.3	32 22.2	1 0.7	0 0.0	20 13.9

上段：件数 下段：%	経済的な事（収入が少 ない、生活費の負担が 大きいなど）	地域や職場での人 間関係のこと	防犯に関すること	ひきこもりに関す ること	特にない	その他	無回答	
全体	183 15.6	56 4.8	65 5.5	17 1.5	281 24.0	32 2.7	18 1.5	
性別	男性	66 17.1	16 4.2	20 5.2	5 1.3	95 24.7	16 4.2	5 1.3
	女性	117 14.8	40 5.1	45 5.7	12 1.5	186 23.6	16 2.0	13 1.7
年代	10歳代	3 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 70.8	0 0.0	1 4.2
	20歳代	16 15.0	7 6.5	5 4.7	3 2.8	25 23.4	5 4.7	1 0.9
	30歳代	40 22.5	10 5.6	14 7.9	3 1.7	24 13.5	6 3.4	1 0.5
	40歳代	17 13.3	9 7.0	7 5.5	3 2.3	32 25.0	4 3.1	1 0.8
	50歳代	35 17.0	15 7.3	14 6.8	2 1.0	49 23.8	8 3.9	5 2.4
	60歳代	29 14.9	8 4.1	7 3.6	3 1.5	55 28.2	4 2.1	1 0.5
	70歳代	26 13.6	4 2.1	7 3.7	3 1.6	54 28.3	5 2.6	4 2.1
	80歳以上	17 11.8	3 2.1	11 7.6	0 0.0	25 17.4	0 0.0	4 2.8

問 近所や地域に災害時に支援を必要とする人(必要と思われる人)がいますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
いる	251	34.9
いない	105	14.6
分からない	357	49.7
無回答	6	0.8
回答数	719	100.0

問 災害時等で緊急に避難する際の支援について、あなたはどのように考えますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
普段から自分で備えておくことがもっとも大切	390	54.2
隣近所や自治会など地域で取組むことがもっとも大切	122	17.0
プライバシーがあるため行政で取組むことがもっとも大切	26	3.6
地域と行政が協力して取組むことがもっとも大切	158	22.0
そうした取組みは必要ない	3	0.4
その他	6	1.1
無回答	12	1.7
回答数	719	100.0

問 困りごとや不安について、あなたは誰(どこ)に相談していますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
家族・親類	571	39.6
近所の人・友人	293	20.3
職場の上司・同僚	131	9.1
民生委員児童委員	20	1.4
自治会の役員	37	2.6
市役所	59	4.1
社会福祉協議会	18	1.2
保健センター	14	1.0
保健所	6	0.4
地域包括支援センター	23	1.6
子育て支援室にじいろ	5	0.4
安心サポートセンター	6	0.4
障がい者基幹相談支援センター	5	0.4
保育園・認定子ども園・幼稚園・学校	14	1.0
病院の医師・看護師	83	5.8
福祉サービス事業所	43	3.0
相談相手はいない	31	2.1
特に相談することはない	68	4.7
その他	7	0.5
無回答	6	0.4
回答数	1,440	100.0

■クロス集計表（困りごとや不安の相談相手）

上段：件数 下段：%	合計	家族・親類	近所の人・友人	職場の上司・同僚	民生委員・児童委員	自治会の役員	市役所	
全体	1442 82.1	571 39.6	293 20.3	131 9.1	20 1.4	37 2.5	59 4.1	
性別	男性	460 100.0	170 36.9	81 17.6	46 10.0	1 0.2	16 3.5	27 5.9
	女性	982 100.0	401 40.9	212 21.6	85 8.7	19 1.9	21 2.1	32 3.3
年代	10歳代	37 100.0	18 48.7	9 24.3	1 2.7	0 0.0	0 0.0	2 5.4
	20歳代	124 100.0	50 40.3	27 21.8	24 19.3	0 0.0	1 0.8	3 2.5
	30歳代	180 100.0	76 42.2	37 20.5	28 15.5	0 0.0	0 0.0	6 3.3
	40歳代	172 100.0	69 40.1	36 20.9	29 16.9	2 1.2	1 0.6	5 2.9
	50歳代	239 100.0	91 38.1	52 21.8	33 13.8	0 0.0	5 2.1	7 2.9
	60歳代	259 100.0	96 37.1	52 20.1	14 5.4	1 0.4	6 2.3	22 8.5
	70歳代	248 100.0	99 39.9	46 18.6	2 0.8	5 2.0	9 3.6	11 4.5
	80歳以上	183 100.0	72 39.3	34 18.6	0 0.0	12 6.6	15 8.2	3 1.6

上段：件数 下段：%	社会福祉協議会	保健センター	保健所	地域包括支援センター	子育て支援室	安心サポートセンター	障がい者基幹相談支援センター	
全体	18 1.2	14 0.9	6 0.4	23 1.6	5 0.3	6 0.4	5 0.3	
性別	男性	6 1.3	5 1.1	2 0.4	3 0.7	2 0.4	5 1.1	3 0.7
	女性	12 1.2	9 0.9	4 0.4	20 2.0	3 0.3	1 0.1	2 0.2
年代	10歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	20歳代	0 0.0	1 0.8	0 0.0	0 0.0	1 0.8	1 0.8	1 0.8
	30歳代	1 0.6	1 0.6	0 0.0	0 0.0	4 2.2	1 0.6	1 0.6
	40歳代	1 0.5	1 0.5	0 0.0	4 2.3	0 0.0	0 0.0	1 0.6
	50歳代	2 0.8	2 0.8	1 0.4	3 1.2	0 0.0	2 0.8	0 0.0
	60歳代	3 1.1	3 1.1	2 0.8	7 2.7	0 0.0	2 0.8	1 0.4
	70歳代	7 2.8	4 1.6	3 1.2	4 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	80歳以上	4 2.2	2 1.1	0 0.0	5 2.7	0 0.0	0 0.0	1 0.6

上段：件数 下段：%	保育園・認定こども園・幼稚園・学校	病院の医師・看護師	福祉サービス事業所	相談相手はいない	特に相談することはない	その他	無回答
全体	14 0.9	83 5.7	43 3.0	31 4.7	68 2.6	7 0.5	8 0.5
性別	男性	1 0.2	24 5.2	16 3.5	15 3.2	33 7.2	3 0.7
	女性	13 1.3	59 6.0	27 2.8	16 1.6	35 3.6	5 0.5
年代	10歳代	0 0.0	1 2.7	1 2.7	0 0.0	5 13.5	0 0.0
	20歳代	3 2.4	3 2.4	2 1.6	1 0.8	4 3.3	1 0.8
	30歳代	6 3.3	6 3.3	5 2.8	3 1.7	4 2.2	1 0.6
	40歳代	3 1.8	6 3.5	3 1.8	4 2.3	7 4.1	0 0.0
	50歳代	2 0.8	8 3.4	8 3.4	3 1.3	15 6.3	3 1.3
	60歳代	0 0.0	20 7.7	7 2.7	10 3.9	13 5.0	0 0.0
	70歳代	0 0.0	23 9.3	8 3.2	8 3.2	14 5.7	2 0.8
	80歳以上	0 0.0	16 8.7	9 4.9	2 1.1	6 3.3	0 0.0

問 出水市において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、特に重点的に取り組んでいくべき施策は、次うちどれだと思いますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
ボランティアなどの参加の促進や支援	65	3.7
住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	187	10.7
地域における福祉活動の中心となる人材育成	102	5.8
災害発生時に支援が必要な人の安否確認等の支援体制強化	176	10.1
身近なところでの相談窓口の充実	196	11.2
在宅福祉を支えるサービスの充実	131	7.5
保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実	77	4.4
健康診断などの保健医療サービスの充実	92	5.3
高齢者や障がいのある方の入所施設の充実	267	15.3
学校での福祉や保健に関する教育の充実	78	4.4
保育サービス等の子育て支援の充実	131	7.5
低所得者福祉の充実	110	6.3
道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化	82	4.7
その他	18	1.0
無回答	37	2.1
回答数	1,749	100.0

■自治会長・民生委員児童委員アンケート調査結果

問 年齢・性別

設問選択肢	回答数(人)		割合(%)	
	男性	女性	男性	女性
20歳代	0	1	0	0.4
30歳代	1	1	0.4	0.4
40歳代	3	0	1.1	0
50歳代	4	5	1.5	1.9
60歳代	97	28	36.3	10.5
70歳以上	103	21	38.5	7.9
無回答	3		1.1	
回答数	208	56	77.8	21.1

問 あなたが活動されている地域の住民のみなさんは、あなたの役割や活動について、よく知っていると思いますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
よく知っている	38	14.2
ある程度知っている	161	60.3
あまり知らない	58	21.7
全く知らない	5	1.9
無回答	5	1.9
回答数	267	100.0

問 あなたが活動されている地域での行事や住民による地域活動について、どのように感じていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
大変活発に活動している	21	7.9
どちらかというと活発に活動している	133	49.8
どちらかというと活発ではない	94	35.2
まったく活発ではない	14	5.2
無回答	5	1.9
回答数	267	100.0

問 あなたが活動されている地域の住民のみなさんは、高齢者や子ども、障がい者、その他社会的立場の弱い人々を取り巻く地域の福祉課題に関心があると思いますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
とても関心がある	5	1.9
ある程度関心がある	147	55.1
あまり関心がない	106	39.7
まったく関心がない	3	1.1
無回答	6	2.2
回答数	267	100.0

問 あなたが活動されている地域では、高齢や障がいなどで支援を必要とする人に対して、災害時に避難できる体制や配慮が行われていますか。

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
すでに体制や取り決めができている	20	7.5
体制づくりを進めている	44	16.5
話し合ったことはあるが具体的なことは決まっていない	120	45.0
これまで検討した(考えた)ことはない	72	26.9
無回答	11	4.1
回答数	267	100.0

問 あなたの活動全般での悩みや苦勞、不安はどのようなものですか。御自身の気持ちに近いものについて、お答えください。(複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	160	23.6
予防や早期発見につながる情報を把握できない	43	6.3
個人情報など、支援を行うにあたっての必要な情報を把握できない	77	11.4
社会福祉に関する知識の習得、情報の整理が追いつかない	33	4.9
援助を必要とする人への援助の範囲、支援の方法がわからない	25	3.7
援助が困難な場合の相談先が判断しにくい	8	1.2
困っていることを相談できる仲間や先輩がいない	12	1.8
配布物や調査など、行政や社会福祉協議会からの協力依頼事項が多すぎる	37	5.5
会議や研修などにとられる時間が多すぎる	22	3.2
自治会の行事などの参加の負担が大きい	12	1.8
要援護者やその家族等から活動への理解が得られない	5	0.7
新規自治会加入者が集まらない	30	4.4
ゴミステーションの運用	55	8.1
家族や職場の理解が得られない	3	0.4
行政の協力が得にくい	5	0.7
担い手、リーダー不足	100	14.7
相談件数が多すぎる	2	0.3
受け持ちの世帯数が多すぎる	24	3.5
社会福祉協議会の協力が得にくい	1	0.2
専門機関との連携が取りにくい	3	0.4
その他	9	1.3
無回答	13	1.9
回答数	679	100.0

■クロス集計表（活動全般での悩みや苦勞、不安）

上段：件数 下段：%	合計	プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	予防や早期発見につながる情報を把握できない	個人情報など、支援を行うにあたっての必要な情報を把握できない	社会福祉に関する知識の習得、情報の整理が追いつかない	援助を必要とする人への援助の範囲、支援の方法がわからない	援助が困難な場合の相談先が判断しにくい	困っていることを相談できる仲間や先輩がいない	
全体	679 100.0	160 23.6	43 6.3	77 11.4	33 4.9	25 3.7	8 1.2	12 1.8	
性別	男性	531 100.0	120 22.6	33 6.2	60 11.3	20 3.8	23 4.3	4 0.7	11 2.1
	女性	143 100.0	39 27.2	10 7.0	17 11.9	13 9.1	2 1.4	4 2.8	1 0.7
	無回答	5 100.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
年齢	20歳代	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30歳代	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	40歳代	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	50歳代	21 100.0	3 14.3	2 9.5	4 19.0	4 19.0	0 0.0	0 0.0	1 4.7
	60歳代	334 100.0	81 24.2	23 6.9	40 12.0	13 3.9	16 4.8	4 1.2	7 2.1
	70歳代	308 100.0	74 24.0	17 5.5	33 10.7	15 4.9	9 2.9	4 1.3	4 1.3
	無回答	5 100.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段：件数 下段：%	配布物や調査など、行政や社会福祉協議会からの協力依頼事項が多すぎる	会議や研修などにとられる時間が多すぎる	自治会の行事などの参加の負担が多すぎる	要介護者やその家族等から活動への理解が得られない	新規自治会加入者が集まらない	ゴミステーションの運用	家族や職場の理解が得られない	行政の協力が得にくい	
全体	37 5.5	22 3.2	12 1.8	5 0.7	30 4.4	55 8.1	3 0.4	5 0.7	
性別	男性	28 5.3	18 3.4	12 2.3	4 0.7	26 4.9	50 9.4	2 0.4	4 0.7
	女性	8 100.0	4 2.8	0 0.0	1 0.7	4 2.8	5 3.5	1 0.7	1 0.7
	無回答	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
年齢	20歳代	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30歳代	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	40歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0
	50歳代	2 9.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.8	0 0.0	1 4.8
	60歳代	17 5.1	14 4.2	8 2.4	2 0.6	13 3.9	24 7.2	2 0.6	3 0.9
	70歳代	15 4.9	6 2.0	3 1.0	3 1.0	17 5.5	28 9.1	1 0.3	1 0.3
	無回答	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段：件数 下段：%	担い手、リーダー不足	相談件数が多すぎる	受け持ちの世帯数が多すぎる	社会福祉協議会の協力が得にくい	専門機関との連携が取りにくい	その他	無回答
全体	100 14.7	2 0.3	24 3.5	1 0.2	3 0.4	9 1.3	13 1.9
性別	男性	88 16.6	1 0.2	10 1.9	1 0.2	3 0.5	5 1.5
	女性	12 8.4	1 0.7	13 9.1	0 0.0	0 0.0	3 2.1
	無回答	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0
年齢	20歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	40歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
	50歳代	1 4.8	0 0.0	1 4.8	0 0.0	0 0.0	1 4.8
	60歳代	44 13.1	2 0.6	9 2.7	0 0.0	2 0.6	4 1.2
	70歳代	55 17.9	0 0.0	13 4.2	1 0.3	1 0.3	3 1.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

問 あなたの活動の中で、今後対応していく必要があると感じている活動は何ですか。 (複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止	133	20.1
認知症の方やその家族への支援	50	7.6
ひきこもりの人の社会復帰への支援	11	1.7
障がい者の地域生活支援	3	0.4
高齢者や障がい者の消費者被害の防止	8	1.2
生活困窮者の自立支援	7	1.1
災害時に避難所等に関する支援	83	12.6
日常生活の支援(買い物、ゴミ出し等)	28	4.3
サロン等の地域で集える場づくり	41	6.2
子育て世帯への支援	11	1.7
地域住民の支え合いに向けた意識づくり	83	12.5
地域福祉活動に関する周知・啓発	21	3.2
支援が必要な人と専門機関とのつなぎ	26	3.9
地域福祉の担い手の確保と育成	52	7.9
障がい者の差別解消に向けた取組	1	0.1
権利擁護に関する取組	1	0.1
自治会未加入者への働きかけ	40	6.0
地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携	46	7.0
高齢者や児童、障がい者等の虐待防止に向けた取組	2	0.3
その他	2	0.3
無回答	12	1.8
回答数	661	100.0

問 今後どのような条件が整備されれば、あなたの活動を充実させていくことが可能だと思いますか。 (複数回答)

設問選択肢	回答数(人)	割合(%)
個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備	105	17.4
福祉の制度の知識や情報に関する研修の充実	36	6.0
支援方法や援助技術に関する研修の充実	37	6.2
行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化	73	12.1
自治会長又は民生委員児童委員同士の連携強化	68	11.3
専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークづくり	58	9.6
病気や不在時等における見守り支援の代替可能な体制の整備	52	8.6
会議や研修などの時間の短縮	21	3.5
配布物や調査などの協力依頼事項の負担軽減	37	6.1
財政的な支援	37	6.1
人員増加による一人当たり受け持ち世帯数の低減	26	4.3
自治会長又は民生委員児童委員に対する地域社会の理解向上のための広報・PR活動の強化	31	5.1
その他	4	0.7
無回答	18	3.0
回答数	603	100.0

■クロス集計表（活動を充実させていくための条件）

上段：件数 下段：%	合計	個人情報の取扱い に関する仕組みや ルールの整備	福祉の制度の知識 や情報に関する研 修の充実	支援方法や援助技 術に関する研修の 充実	行政や社会福祉協議会 などの専門機関との連 携がとりやすい相談体 制の強化	自治会長又は民生 委員児童委員同士 の連携の強化	専門機関・専門職や自 治会などを含む関係者 間での情報共有のため のネットワークづくり	病気や不在時等に おける、見守りや 支援の代替が可能 な体制の整備	
全体	603 100.0	105 17.4	36 6	37 6.2	73 12.1	68 11.3	58 9.6	52 8.6	
性別	男性	469 100.0	88 18.8	31 6.6	28 6.0	58 12.4	49 10.4	42 9.0	39 8.3
	女性	129 100.0	17 13.2	5 3.9	9 7.0	15 11.6	18 13.9	15 11.6	13 10.1
	無回答	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	20歳代	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30歳代	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	40歳代	4 100.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
	50歳代	23 100.0	2 8.7	1 4.4	0 0.0	4 17.3	2 8.7	4 17.3	1 4.4
	60歳代	283 100.0	46 16.2	19 6.7	16 5.6	41 14.5	23 8.1	30 10.6	27 9.5
	70歳代	285 100.0	56 19.6	15 5.3	21 7.4	28 9.8	42 14.7	22 7.7	24 8.4
	無回答	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0

上段：件数 下段：%	会議や研修などの 時間の短縮	配布物や調査など の協力依頼事項の 負担軽減	財政的な支援	人員増加による一 人当たり受け持ち 世帯数の低減	自治会長又は民生委員 児童委員に対する地域 社会の理解向上のため の広報・PR活動の強化	その他	無回答	
全体	21 3.5	37 6.1	37 6.1	26 4.3	31 5.1	3 0.5	19 3.2	
性別	男性	17 3.6	29 6.2	35 7.5	12 2.5	25 5.3	3 0.6	13 2.8
	女性	4 3.1	8 6.2	2 1.5	13 10.1	6 4.7	1 0.8	3 2.3
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0
	20歳代	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	30歳代	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	40歳代	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
	50歳代	1 4.4	2 8.7	2 8.7	2 8.7	2 8.7	0 0.0	0 0.0
	60歳代	14 4.9	16 5.7	20 7.1	11 3.9	16 5.7	1 0.4	3 1.1
	70歳代	4 1.4	18 6.3	15 5.3	12 4.2	13 4.6	2 0.7	13 4.6
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0

■福祉施設・事業所アンケート調査結果

問 貴事業所等の活動の中で、地域と一緒にいることや、地域に向けて行っていることはありますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(件)	割合(%)
地域が開催する行事やイベントに参加している	34	16.2
事業者が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事やイベントを行っている	34	16.2
地域からボランティアを受け入れている	37	17.7
事業所として美化・清掃活動などの地域活動に参加している	27	13.0
地域が主催する講習会や学習会などの場に専門職等の職員を派遣している	19	9.1
事業所が主催して、地域住民に対する講習会や学習会を行っている	5	2.4
事業所の建物等の一部スペースを地域住民に開放している	9	4.3
特に関りはない	29	13.9
その他	8	3.9
無回答	7	3.3
回答数	209	100.0

問 他の団体や機関等と連携する場合、どのような内容を希望しますか。(複数回答)

設問選択肢	回答数(件)	割合(%)
人材の相互交流	25	11.6
情報の交換と交流	80	37.2
合同での研修会や勉強会の開催	43	20.0
イベント等の共同開催	22	10.2
日常的な活動の共同実施	28	13.0
特にない	7	3.3
その他	4	1.9
無回答	6	2.8
回答数	215	100.0

問 貴事業所等が地域活動を行う上で、困っていることはどのようなことですか。

(複数回答)

設問選択肢	回答数(件)	割合(%)
市民に情報発信する場や機会が乏しい	19	9.5
人々のニーズに合った活動ができていない	16	8.0
他の団体と交流する機会が乏しい	37	18.5
活動場所の確保が難しい	6	3.0
活動資金が足りない	16	8.0
活動支援の情報が得にくい	20	10.0
事故への責任、保険に不安	15	7.5
活動のマンネリ化	16	8.0
活動の専門知識や技術などの研修機会が少ない	20	10.0
特に困ったことはない	17	8.5
その他	10	5.0
無回答	8	10.0
回答数	200	100.0

■クロス集計表（連携を希望する内容）

上段：件数 下段：%		合 計	人材の相互交流	情報の交換と交流	合同での研修や勉強会の開催	イベント等の共同開催
業 務 分 野	全体	424 100.0	51 12.0	153 36.1	87 20.5	50 11.8
	訪問サービス関係	62 100.0	7 11.3	24 38.7	14 22.6	7 11.3
	通所サービス関係	70 100.0	7 10.0	29 41.4	13 18.6	6 8.6
	居宅介護支援関係	39 100.0	4 10.3	18 46.1	9 23.1	1 2.6
	施設サービス関係	38 100.0	6 15.8	12 31.6	4 10.5	4 10.5
	地域密着型サービス関係	25 100.0	5 20.0	9 36.0	3 12.0	2 8.0
	その他高齢者関係	8 100.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	2 25.0
	身体障がい者関係	37 100.0	5 13.5	10 27.1	8 21.6	7 18.9
	知的障がい者関係	52 100.0	6 11.5	16 30.8	12 23.1	8 15.4
	精神障がい者関係	44 100.0	5 11.4	12 27.3	10 22.7	9 20.4
	その他障がい者関係	10 100.0	1 10.0	2 20.0	3 30.0	2 20.0
	保育園（所）	16 100.0	2 12.5	9 56.3	4 25.0	0 0.0
	幼稚園	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認定こども園	7 100.0	0 0.0	3 42.8	2 28.6	0 0.0
	その他児童関係（小規模保育等を含む）	14 100.0	2 14.3	6 42.9	4 28.6	1 7.1
	その他	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段：件数 下段：%		日常的な活動の共同実施	特にない	その他	無回答
業 務 分 野	全体	53 12.5	15 3.6	4 0.9	11 2.6
	訪問サービス関係	7 11.3	2 3.2	0 0.0	1 1.6
	通所サービス関係	6 8.6	3 4.3	2 2.8	4 5.7
	居宅介護支援関係	5 12.8	2 5.1	0 0.0	0 0.0
	施設サービス関係	8 21.1	1 2.6	2 5.3	1 2.6
	地域密着型サービス関係	5 20.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0
	その他高齢者関係	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障がい者関係	5 13.5	1 2.7	0 0.0	1 2.7
	知的障がい者関係	7 13.5	2 3.8	0 0.0	1 1.9
	精神障がい者関係	5 11.4	2 4.5	0 0.0	1 2.3
	その他障がい者関係	1 10.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
	保育園（所）	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.2
	幼稚園	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認定こども園	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	その他児童関係（小規模保育等を含む）	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

■クロス集計表（地域活動を行う上で困っていること）

上段：件数 下段：%		合計	活動のマンネリ化	市民に情報発信する場や機会が乏しい	人々のニーズに合った活動ができていない	他の団体と交流する機会が乏しい	活動の場所の確保が難しい	活動資金が足りない
業務分野	全体	389 100.0	38 9.8	40 10.3	40 10.3	63 16.2	13 3.3	25 6.4
	訪問サービス関係	53 100.0	3 5.7	6 11.3	5 9.4	11 20.8	2 3.8	4 7.5
	通所サービス関係	72 100.0	4 5.6	8 11.1	8 11.1	13 18.1	1 1.4	3 4.2
	居宅介護支援関係	39 100.0	2 5.1	4 10.2	5 12.8	10 25.6	1 2.6	1 2.6
	施設サービス関係	41 100.0	3 7.3	4 9.8	3 7.3	9 22.0	1 2.4	4 9.8
	地域密着型サービス関係	24 100.0	4 16.7	2 8.3	1 4.2	4 16.7	1 4.2	1 4.2
	その他高齢者関係	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障がい者関係	28 100.0	5 17.9	3 10.8	4 14.3	2 7.1	1 3.6	2 7.1
	知的障がい者関係	44 100.0	7 15.9	4 9.1	6 13.6	6 13.6	1 2.2	4 9.1
	精神障がい者関係	35 100.0	5 14.3	3 8.6	4 11.4	4 11.4	1 2.9	4 11.4
	その他障がい者関係	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0
	保育園（所）	16 100.0	1 6.2	0 0.0	0 0.0	2 12.5	1 6.2	1 6.2
	幼稚園	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認定こども園	7 100.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	1 14.3	0 0.0
	その他児童関係（小規模保育等を含む）	14 100.0	2 14.2	3 21.5	0 0.0	1 7.2	1 7.2	0 0.0
	その他	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段：件数 下段：%		活動支援の情報が得にくい	事故への責任、保険に不安	活動の専門知識や技術などの研修機会が少ない	特に困ったことはない	その他	無回答
業務分野	全体	38 9.8	25 6.4	40 10.3	31 8.0	13 3.3	23 5.9
	訪問サービス関係	6 11.3	2 3.8	6 11.3	3 5.7	1 1.9	4 7.5
	通所サービス関係	8 11.1	8 11.1	6 8.3	6 8.3	2 2.7	5 7.0
	居宅介護支援関係	3 7.7	3 7.7	4 10.3	3 7.7	1 2.6	2 5.1
	施設サービス関係	3 7.3	1 2.4	3 7.3	4 9.8	5 12.2	1 2.4
	地域密着型サービス関係	2 8.3	2 8.3	2 8.3	1 4.2	2 8.3	2 8.3
	その他高齢者関係	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	身体障がい者関係	2 7.1	2 7.1	4 14.3	1 3.6	0 0.0	2 7.1
	知的障がい者関係	4 9.1	2 4.6	5 11.4	2 4.6	1 2.2	2 4.6
	精神障がい者関係	3 8.6	2 5.7	4 11.4	2 5.7	1 2.9	2 5.7
	その他障がい者関係	1 12.5	0 0.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0
	保育園（所）	2 12.5	3 18.9	0 0.0	4 25.0	0 0.0	2 12.5
	幼稚園	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認定こども園	1 14.3	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	1 14.2
	その他児童関係（小規模保育等を含む）	2 14.2	0 0.0	3 21.5	2 14.2	0 0.0	0 0.0
	その他	1 33.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

問 貴事業所等では、災害時などの避難誘導や避難所開設などに関して、地域などとの連携・協力体制ができていますか。

設問選択肢	回答数(件)	割合(%)
地域と連携・協力関係ができています	27	22.9
地域と話し合っている	15	12.7
できていない	65	55.1
その他	7	5.9
無回答	4	3.4
回答数	118	100.0

用語解説

【ア行】

出水こけん塾	ころばん体操（転倒予防体操）を取り入れた住民主体のいこいの場で、主に自治会単位で実施されている。
命のカプセル	持病、かかりつけ医、服用中の薬、家族の連絡先などを記入した情報カードをカプセルに入れて、自宅の冷蔵庫に保管し、災害時や緊急時に情報カードの情報を適切な救急措置や医療支援に役立てる取組。民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会、行政が連携して事業を推進している。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で個人同士が交流できる場所を提供するサービス。Facebook、LINE など。
NPO	Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間組織・団体。
親亡き後問題	障がいを持つ子の介護を親が行っている場合において、親が亡くなった後に子の介護をしてくれる人がいなくなり、子の生活に問題が生じることが懸念される問題。

【カ行】

高齢者元気度アップ ・ポイント事業	65 歳以上の高齢者の健康づくり活動やボランティアなどの社会参加活動に対して地域商品券に交換できるポイントを付与することにより、高齢者の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業。
ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合った相談・調整を行い、効果的なサービスを提供すること。
個別避難計画	災害時に避難する際に支援が必要な方のうち、名簿情報を支援者に提供することを同意された方について、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう個別に作成する行動計画。

【サ行】

在宅福祉アドバイザー	自治会の高齢者や障がい者など、支援を必要とする世帯を巡回訪問し、声かけや安否確認などの見守り活動を行う市民ボランティア。
障がい者基幹相談 支援センター	障がいのある方や家族の方の総合相談窓口として、必要な援助や情報提供を行う、地域の障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関。

自主防災組織	地域住民による自主的な防災活動を行う任意の防災組織。
スクールカウンセラー	学校内において児童・生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながら心理面の支援を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が抱える問題（日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待など）の解決を生活環境面などから支援する専門家。
生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対し、生活保護に至る前の段階において、就労その他の自立に関する相談支援、住居給付金の支給などの支援を行う制度。

【タ行】

地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制。
地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などを配置して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市いきいき長寿課内に設置。
地区コミュニティ協議会	地域の現実を受け止め、将来のビジョンを明確にし、地域の課題を解決するため、地域住民、地域に所在する法人、その他団体などが参画して、自主的、自立的に地域づくりに取り組む組織。

【ナ行】

認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けを行う市民ボランティア。
----------	--

【ハ行】

配偶者暴力相談支援センター	配偶者などによる暴力の被害者の相談・支援や情報提供を行う機関。出水市安心サポートセンター内に設置。
バリアフリー	道路や建物の入り口の段差などの物理的障壁(バリア)のほか、心理的障壁など、多様な人が社会に参加する上でさまざまな障壁(バリア)をなくすこと。
ふれあい・いきいきサロン	茶話会やレクリエーション活動などを通して、仲間づくりの輪を広げることなどを目的に小地域単位で開催する集いの場

フードドライブ事業	企業・団体・市民などから食料の提供を受け、生活困窮者に対し提供する事業。事業主体は社会福祉協議会。
保健推進員	市長の委嘱により、市民の健康の保持・増進、保健知識の向上を推進する活動を行う市民ボランティア。

【マ行】

民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)で、「地域住民の相談役」「関係機関などとのつなぎ役」として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助などを行っている。また、児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちの見守り、子育て世帯の相談・支援なども行っている
----------	--

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザイン。
------------	---

第 2 期出水市地域福祉計画

発行日 令和 6 年 3 月

発 行 出水市保健福祉部福祉課

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町 1 番 3 号

TEL 0996-63-2111 (代表)

FAX 0996-63-4122
